

山田彈藥庫跡地の平和利用に関する陳情書（福岡県議會議長三吉欽英）（第五八号）

水戸対地射撃場の全面返還等に関する陳情書外二件（勝田市議會議長大山福男外二名）（第六〇号）

元上海共同租界工部局職員の恩給積立金等に関する陳情書（東京都港区西新橋一の二二の一元上海工部局職員互助会長五嶋茂）（第六一号）
恩給・共済年金のスライド制確立等に関する陳情書（栃木県議會議長柿沼利男）（第六四号）
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五三三号）

總理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）

○天野委員長 これより會議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項を次のように改める。
普通恩給ハ恩給年額二十九万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額百四十五万円ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩

給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ百七十四万円ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額ニ相当スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額二十九万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

第七十四条に次のただし書を加える。

但シ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ不具廃疾ナル夫ニ付テハ当該不具廃疾ノ継続スル限り之ニ扶助料ヲ給ス

第八十条第一項第四号を次のように改める。

四 夫又ハ成年ノ子第七十四条ニ規定スル事情止ミタルトキ

別表第二号表中「五〇六、〇〇〇円」を「五五九、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「四五三、〇〇〇円」に、「三二九、〇〇〇円」を「三六三、〇〇〇円」に、「二四八、〇〇〇円」を「二七四、〇〇〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「二二二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一六二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五三七、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に、「四四六、〇〇〇円」を「四九三、〇〇〇円」に、「三八二、〇〇〇円」を「四二三、〇〇〇円」に、「三二五、〇〇〇円」を「三四八、〇〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「一、〇〇二、八〇〇円」を「一、一〇九、五〇〇円」に、「九二二、一〇〇円」を「一、〇二〇、三〇〇円」に、「八八一、六〇〇円」を「九七五、五〇〇円」に、「八四九、六〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四〇〇円」を「六五七、七〇〇円」に、「五六六、二〇〇円」を「六二六、四〇〇円」に、「五〇九、三〇〇円」を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、〇〇二、八〇〇円」を「一、一〇九、五〇〇円」に、「九二二、一〇〇円」を「一、〇二〇、三〇〇円」に、「八八一、六〇〇円」を「九七五、五〇〇円」に、「八四九、六〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四〇〇円」を「六五七、七〇〇円」に、「五六六、二〇〇円」を「六二六、四〇〇円」に、「五〇九、三〇〇円」を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

〇〇円を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、〇〇二、八〇〇円」を「一、一〇九、五〇〇円」に、「九二二、一〇〇円」を「一、〇二〇、三〇〇円」に、「八八一、六〇〇円」を「九七五、五〇〇円」に、「八四九、六〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四〇〇円」を「六五七、七〇〇円」に、「五六六、二〇〇円」を「六二六、四〇〇円」に、「五〇九、三〇〇円」を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

〇〇円を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

別表第五号表中「一、〇〇二、八〇〇円」を「一、一〇九、五〇〇円」に、「九二二、一〇〇円」を「一、〇二〇、三〇〇円」に、「八八一、六〇〇円」を「九七五、五〇〇円」に、「八四九、六〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四〇〇円」を「六五七、七〇〇円」に、「五六六、二〇〇円」を「六二六、四〇〇円」に、「五〇九、三〇〇円」を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

〇〇円を「五六三、五〇〇円」に、「四一四、〇〇〇円」を「四五八、一〇〇円」に、「三七二、二〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」に、「三六〇、六〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「三四九、六〇〇円」を「三八六、九〇〇円」に、「三〇六、八〇〇円」を「三三九、四〇〇円」に、「二七九、〇〇〇円」を「三二八、六〇〇円」に、「二七九、四〇〇円」を「三〇九、二〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二四二、一〇〇円」を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二五七、一〇〇円」を「二七三、七九七円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

一〇〇円を「二六七、九〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二五七、三〇〇円」に、「二三三、三〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「二二七、九二九円」を「二三〇、四四二円」に、「二〇四、五〇〇円」を「二二六、二〇〇円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 下士官以上の旧軍人（下士官以上としての在職年が一年以上の者に限る。）で、旧軍人若しくは旧軍人としての引き続き實在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となる在職年）に算入されていた實在職年を除く。）又は、旧軍人から旧軍人へ転じた者及び旧軍人から引き続き旧軍人になつた者で旧軍人から旧軍人になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍人及び旧軍人としての引き続き實在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となる在職年）に算入されていた實在職年を除く。）が、三年以上七年以上未満であるもの（以下この条において「實在職年」という。）のうち、失格原因がなく退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

2 在職中公務に起因する傷病によらないで死亡した實在職年三年以上七年以上未満の旧軍人の遺族で、当該旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの（實在職年三年以上

七年未満の旧軍人の子については、昭和四十六年十月一日において未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。）に対しては、一時扶助料を給するものとする。

3 退職後昭和四十六年十月一日前に公務に起因する傷病によらないで死亡した者在職年三年以上七年未満の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用する。

4 前三項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和四十六年十月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に關する恩給法以外の法令の規定により旧軍人としての實在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に対しては、給しないものとする。

附則第十五条中「附則第十三条を」を「恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四百十三号）による改正前の附則第十三条及び附則別表第一に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 旧軍属で、旧軍属としての引き続き實在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となる職年に算入されていた實在職年を除く。）又は、下士官以上の旧軍人から旧軍属に転じた者及び下士官以上の旧軍人から引き続いて旧軍属になつた者で下士官以上の旧軍人から旧軍属になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍人及び旧軍属としての引き続き實在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となる職年に算入されていた實在職年を除く。）が、三年以上七年未満であるもの（以下この条において「實在職年三年以上七年未満の旧軍属」という。）のうち、失格原因がなくて退職し、か

つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、實在職年三年以上七年未満の旧軍属の遺族について準用する。この場合において、これらの規定中「旧軍人」とあるのは、「旧軍属」と読み替へるものとする。

3 附則第十条の二第四項の規定は、前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料について準用する。この場合において、附則第十条の二第四項中「旧軍人」とあるのは、「旧軍属」と読み替へるものとする。

附則第十九条中「旧軍属又は」を「附則第十七条の規定により旧軍属又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 附則第十七条の二の規定により旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、これらの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていいたものとしたならば同日において受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に實在職年の年数を乗じたものとする。

附則第二十四条第九項中「第四項各号」の下に「及び前項各号」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 旧軍人、旧軍属又は旧軍属の恩給の基礎となる職年を計算する場合においては、第二項の規定にかかわらず、旧軍人、旧軍属又は旧軍属としての實在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎となる職年に算入するものとする。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年（第四項第一号に掲げる加算年を除く。）

二 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十六條から第三十九條までの規定により附すべき加算年

附則第二十四条の三第一項中「拘禁前の公務員としての實在職年が普通恩給についての最長恩給年限に達している者の場合を除き」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「同項ただし書に規定する場合を除く。」を削り、同項後段を削る。

附則第二十四条の九第一項中「同条第九項を」を「同条第十項に改める。

附則第二十四条の十を附則第二十四条の十一とし、附則第二十四条の九の次に次の一条を加える。

第二十四条の十 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第九項若しくは第十項（同条第九項に係る部分に限る。）の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最長恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」とあり、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の

給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十六年十月から」と、「旧軍人、旧軍属又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替へるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の九を」を「第二十四条の十に」、「第二十四条の十」を「第二十四条の十一」に改める。

附則第三十四条第一項中「から第十二条まで」を、「第十一條及び第十二條」に改める。

附則第四十二条第一項ただし書中「ただし」の下に、「昭和四十六年九月三十日までの間は」を加え、同条第四項中「第一項を」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第号。以下「法律第号」という。）による改正前の第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 現役満期、召集解除、解職等の事由により旧軍人を退職し、外国政府職員となつた者で、外国政府職員となるため公務員を退職した者と同視すべき事情にあるものは、第一項及び第二項の規定の適用については、外国政府職員となるため公務員を退職した者とみなす。

附則第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 公務員の在職年に加えられることとされている外国政府職員としての在職

年月数を有する者のうち、外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、同日以後引き続き海外にあつた者の在職年の計算については、外国政府職員としての在職年月数を加えた在職年に、さらに、当該外国政府職員でなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの期間(未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 前条第二項の規定は、別項の規定により加えられる年月数の計算について準用する。

第四十二条の三 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、法律第 号による改正後の附則第四十二条又は前条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族

は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十六年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十六年十月」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における法律第 号による改正後の附則第四十二条又は前条の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十三条中「前条の規定」を「前三条の規定」に、「同条中」を「これらの規定中」に、「同条第四項」及び「前条第四項」を「附則第四十二条第四項」に改める。

附則第四十三条の二中「附則第四十二条の規定」を「附則第四十二条から第四十二条の三までの規定」に、「前二条を」附則第四十二条又は前条に、「同条中」を「附則第四十二条から第四十二条の三までの規定中」に、「同条第四項」を「附則第四十二条第四項」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階	級	仮定俸給年額
大將		一、七〇三、六〇〇円
中將		一、四二五、二〇〇円
少將		一、一〇九、五〇〇円
大佐		九三九、九〇〇円
中佐		八八六、三〇〇円
少佐		六九七、四〇〇円
大尉		五六三、五〇〇円
中尉		四四〇、二〇〇円
少尉		三八六、九〇〇円
准士官		三三九、四〇〇円
曹長又は上等兵曹		二八一、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹		二六七、九〇〇円
伍長又は二等兵曹		二五七、三〇〇円
兵		二二六、二〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四

傷病の程度	年	額
第 七 項 症		一二、〇〇〇円

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、一五二、〇〇〇円とする。

附則別表第五中「二七、〇〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「七六、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮定 俸 給 年 額	金 額
一、七〇三、六〇〇円	一、七六六、五〇〇円
一、四二五、二〇〇円	一、四五六、六〇〇円
一、一〇九、五〇〇円	一、一三七、五〇〇円
九三九、九〇〇円	九七五、五〇〇円
八八六、三〇〇円	九三一、〇〇〇円
六九七、四〇〇円	七二三、四〇〇円
五六三、五〇〇円	六一〇、三〇〇円
四四〇、二〇〇円	四八一、九〇〇円
三八六、九〇〇円	四一〇、六〇〇円
三三九、四〇〇円	三七七、七〇〇円
二八一、二〇〇円	三〇九、二〇〇円
二六七、九〇〇円	二八八、九〇〇円
二五七、三〇〇円	二八一、二〇〇円
二二六、二〇〇円	二五七、三〇〇円

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第三条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十
 十六年法律第百三十九号)の一部を次のように
 改正する。

附則第七條に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年十二月一日以後退職し、又は死亡した恩給法上の公務員又は公務員に準ずる者について準用する。

4 第二項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又はその遺族(第二項の規定によりその恩給年額を改定された者を除く。)について準用する。

この場合において、同項中「この法律の施行の際」とあるのは「昭和四十六年九月三十日」

と、「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十六年十月」と読み替えるものとする。

(恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、恩給公務員で恩給公務員としての在職年が三年以上七年未満であるもの（その者が、昭和四十六年十月一日前に死亡した者であるときは、その恩給法上の遺族）に

ついで準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「この法律の施行の際」とあるのは「昭和四十六年十月一日」と読み替えるものとする。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第

号)附則第十三条の規定による療養病屋給を併給されている普通恩給(七十歳以上の者に給する普通恩給を除く。)の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十六年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給の年額」と、第二項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十六年九月三十日」と読み替えるものとする。

附
則

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。

以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）

を除く。附則第十一条を除き、以下同じ。若しくは公務員に準ずる者法律第一百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

の普通恩給及び扶助料については、昭和四十

六年一月分から同年九月分までにあつてはそ
の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に
それぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年
額を、同年十月分以降にあつてはその年額の
計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ
対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職
又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の
恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の
規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十
年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」と
いう。）附則第二条第二号の普通恩給及び扶助
料については、昭和四十六年一月分から同年
九月分までにあつてはその年額の計算の基礎
となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附
則別表第三の仮定俸給年額を、同年十月分以
降にあつてはその年額の計算の基礎となつて
ゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第
四の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給
年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の
法律第百五十五号附則の規定によつて算出し
て得た年額

三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩

給及び扶助料については、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第五の仮定俸給年額を、同年十月分以降にあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給を与える

は扶助料で、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十九号。以下「法律第九十九号」という。）附則第二条第二項又は第三条の規定によりその年額を改定されたものの年額の改定について準用する。

第三條 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料（前条第二項に規定する普通恩給又は扶助料を除く。）については、その年額を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては昭和三十五年三月三十

第四条 前二条の規定による昭和四十六年一月分から同年九月分までの改定年額の計算について改正後の恩給法別表第四号表又は別表第五号

表の規定を適用する場合には、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の上欄に掲げる額は、同表(イ)又は(ロ)の下欄に掲げる額とする。

(公務傷病恩給に關する経過措置)

第五条 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。

次項において同じ。については、その年額(恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。)を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては附則別表第八分の年額に、同年十月分以降にあつては改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。

昭和四十五年十二月三十一日以前に給与事由

第六條 昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七條 昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八條 昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。ただし、同年一月一日以後同年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額は、附則別表第九の金額とする。

第七條 第七項症の増加恩給については、その年額（法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては附則別表第十の年額に、同年十月分以降にあつては改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。

2 昭和四十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては附則別表第十一の年額に、同年十月分以降にあつては改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。

昭和四十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第九條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれ等の者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について

は、その年額を、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつては附則別表第十二の仮定俸給年額（普通恩給又は扶助料でその基礎に職年に算入されている實在職年の年数が普通恩給に於いての最短期恩給年限以上であるものについて）は、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第十三の下欄に掲げる金額を、同年十月分以降にあつては改正後の法律第百五十五号附

則別表第一の仮定俸給年額（普通恩給又は扶助料でその基礎に職年に算入されている實在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものについては、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(恩給法第七十四条の改正に伴う経過措置)

第十条 改正後の恩給法第七十四条の規定により新たに扶助料を給されることとなる者の当該扶助料の給与は、昭和四十六年十月から始めるも

のとする。

(法律第百五十五号附則第二十四条の三の改正等に伴う経過措置)

第十一條 昭和四十六年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者で、改正後の法律第百五十五号附則第二千四條の三、同法の附則第四十二條(同法附則第四十三條及び第四

十三條の二において準用する場合を含む。）、又
は同法附則第四十二條の二（同法附則第四十三
條及び第四十三條の二において準用する場合を
含む。）の規定により普通恩給の基礎となるべき
公務員としての在職年の計算において新たに加

えられるべき期間を有することとなるものについて、同年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(昭和二十三年六月三十日以前に納入要目の生じた恩給の年額の特例)

通恩給又は扶助料で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した公務員に係るものうち、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものに関する同号の規定の適用については、同日において恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額(以下「旧基礎俸給年額」とい

段階)上位の同表の旧基礎俸給年額をこえることとなるものに関する前項の規定の適用については、当該一段階上位の旧基礎俸給年額(公務による傷病のため退職し、又は死亡した者に係る普通恩給又は扶助料については当該二段階上位の旧基礎俸給年額)を当該普通恩給又は扶助料の旧基礎俸給年額とみなす。

3 前項に規定する普通恩給又は扶助料に関する附則第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同年十月分以降にあつては」の年額の計算の基礎となつては「同年十月分以降にあつては普通恩給又は扶助料の旧基礎俸給年額」とあるのは、「同年十月分以降にあつては附則第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用について普通恩給又は扶助料の旧基礎俸給年額とみなされた旧基礎俸給年額に基づき算出した普通恩給又は扶助料について恩給年額の改定に關する法令の規定(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の特別措置に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)第三項の規定を除く。)を適用したとした場合に受けるべき普通恩給又は扶助料の年額の計算の基礎となつては「普通恩給又は扶助料の年額」とする。

4 前三項の規定は、第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、前三項の規定を適用した場合において改定年額となるべき額が、これらの規定を適用しないとした場合において改定年額となるべき額に達しないときにおける当該普通恩給又は扶助料については、適用しない。

5 第一項から前項までの規定は、恩給年額の計

2 前項の規定による特別傷病恩給の年額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾又は傷病の程度		年
特	別	項
第	一	項
第	二	項
第	三	項
症	症	症
第一項の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額		額
四一九、二五〇円		
三三九、七五〇円		
二七二、二五〇円		

算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ずるものを含む。)の退職年金に關する条例上の職員(の俸給又は給料とが併給されてゐた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

(旧軍人等に対する特別傷病恩給)

第十三条 旧軍人又は旧準軍人が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年十一月三十日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日)までの間に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第二条第一項に規定する地域における同項に規定する在職期間内にその職務に關連して負傷し、又は疾病にかつた場合(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、裁定庁が在職期間内の職務に關連して負傷し、又は疾病にかつたと同視することを相当と認めた場合を含む。)において、その者が当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二又は別表第一号表ノ三に規定する程度の不具廃疾又は傷病の状態にあるときは、その者に對し、その不具廃疾又は傷病の程度に應じて特別傷病恩給を年金たる恩給として給するものとする。ただし、退職後同法に規定する普通恩給を受ける権利を失ふべき事由に該當した者に対しては、この限りでない。

第	四	項	症	二〇五、五〇〇円
第	五	項	症	一五九、〇〇〇円
第	六	項	症	一二一、五〇〇円
第	一	款	症	一一三、二五〇円
第	二	款	症	一〇五、〇〇〇円
第	三	款	症	七九、五〇〇円
第	四	款	症	六三、〇〇〇円
第	五	款	症	五四、七五〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は八四、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特別傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の七・五に相當する金額とする。

3 第一項の規定により特別項症から第六項症まで又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩給法第六十五条第三項から第五項までに規定する扶養家族があるときは、妻にあつては一万二千円を、その他の扶養家族にあつては一人につき四千八百円(そのうち一人については、七千二百円)を当該特別傷病恩給の年額に加給し、第一項の規定により第二款症から第五款症までの特別傷病恩給を受ける者に妻があるときは、一万二千円を当該特別傷病恩給の年額に加給する。

4 第一項の規定により特別項症から第二項症までの特別傷病恩給を受ける者(公務に起因する傷病により特別項症から第二項症までの増加恩給を受ける者を除く)については、三万六千円を当該特別傷病恩給の年額に加給する。

5 第一項の規定により特別傷病恩給を受ける者について、公務に起因する傷病と職務に關連する傷病とがある場合における第二項に規定する特別傷病恩給の年額は、同項の規定にかかわらず、公務に起因する傷病を職務に關連する傷病とみなし、これらを併合して算定した特別傷病恩給の年額とする。ただし、その者が増加恩給

7 第一項の規定により新たに特別傷病恩給を給されることとなる者の当該特別傷病恩給の給与は、昭和四十六年十月から始めるものとする。

(職權改定)

第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条及び第十一条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十六年九月三十日以前に給付事由の生じた普通恩給についても適用する。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一六二、五〇〇円	一六五、八〇〇円
一六六、九〇〇円	一七〇、四〇〇円
一七〇、八〇〇円	一七四、四〇〇円
一七六、四〇〇円	一八〇、〇〇〇円
一七九、七〇〇円	一八三、四〇〇円
一八六、〇〇〇円	一八九、八〇〇円
一九五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
二〇四、五〇〇円	二〇八、七〇〇円
二一三、七〇〇円	二一八、一〇〇円
二二三、三〇〇円	二二七、九〇〇円
二三二、六〇〇円	二三七、四〇〇円
二四二、一〇〇円	二四七、一〇〇円
二四八、二〇〇円	二五三、三〇〇円
二五四、一〇〇円	二五九、四〇〇円
二六一、一〇〇円	二六六、五〇〇円
二七一、〇〇〇円	二七六、六〇〇円
二七九、四〇〇円	二八五、二〇〇円
二八七、四〇〇円	二九三、四〇〇円
二九七、〇〇〇円	三〇三、一〇〇円
三〇六、八〇〇円	三一三、一〇〇円
三一七、三〇〇円	三二三、九〇〇円
三二八、〇〇〇円	三三四、八〇〇円
三四一、四〇〇円	三四八、四〇〇円
三四九、六〇〇円	三五六、九〇〇円

三六〇、六〇〇円	三六八、一〇〇円
三七一、二〇〇円	三七八、八〇〇円
三九二、四〇〇円	四〇〇、五〇〇円
三九七、九〇〇円	四〇六、一〇〇円
四一四、〇〇〇円	四二二、六〇〇円
四三五、五〇〇円	四四四、六〇〇円
四五九、四〇〇円	四六八、九〇〇円
四七一、四〇〇円	四八一、二〇〇円
四八三、〇〇〇円	四九三、〇〇〇円
四九九、七〇〇円	五一〇、〇〇〇円
五〇九、三〇〇円	五一九、八〇〇円
五三七、六〇〇円	五四八、七〇〇円
五五一、六〇〇円	五六三、〇〇〇円
五六六、二〇〇円	五七七、九〇〇円
五九四、四〇〇円	六〇六、七〇〇円
六二二、九〇〇円	六三三、八〇〇円
六三〇、三〇〇円	六四三、四〇〇円
六五三、八〇〇円	六六七、三〇〇円
六八七、二〇〇円	七〇一、四〇〇円
七二〇、三〇〇円	七三五、二〇〇円
七四〇、七〇〇円	七五六、〇〇〇円
七六〇、七〇〇円	七七六、四〇〇円
八〇一、一〇〇円	八一七、六〇〇円
八四一、五〇〇円	八五八、九〇〇円
八四九、六〇〇円	八六七、一〇〇円
八八一、六〇〇円	八九九、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、五〇〇円未満の場合又は一、七一〇、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二・〇七を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

九二二、一〇〇円	九四一、二〇〇円
九六二、七〇〇円	九八二、六〇〇円
一、〇〇二、八〇〇円	一、〇二三、五〇〇円
一、〇二八、一〇〇円	一、〇四九、四〇〇円
一、〇五五、二〇〇円	一、〇七七、〇〇〇円
一、一〇七、三〇〇円	一、一三〇、二〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、一八三、九〇〇円
一、一八六、四〇〇円	一、二二〇、九〇〇円
一、二二二、〇〇〇円	一、二三七、一〇〇円
一、二六四、二〇〇円	一、二九〇、四〇〇円
一、二八八、一〇〇円	一、三三四、八〇〇円
一、三二六、四〇〇円	一、三四三、七〇〇円
一、三六八、七〇〇円	一、三九七、〇〇〇円
一、四二五、六〇〇円	一、四五五、一〇〇円
一、四五四、九〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
一、四八二、六〇〇円	一、五一三、三〇〇円
一、五一一、七〇〇円	一、五四三、〇〇〇円
一、五三九、八〇〇円	一、五七一、六〇〇円
一、五九六、六〇〇円	一、六二九、六〇〇円
一、六五三、四〇〇円	一、六八七、六〇〇円
一、六八一、五〇〇円	一、七二六、三〇〇円
一、七一〇、四〇〇円	一、七四五、八〇〇円

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇円	一八四、七〇〇円
一七〇、八〇〇円	一八九、〇〇〇円
一七六、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一七九、七〇〇円	一九八、八〇〇円
一八六、〇〇〇円	二〇五、七〇〇円
一九五、〇〇〇円	二二五、七〇〇円
二〇四、五〇〇円	二二六、二〇〇円
二二三、七〇〇円	二二六、四〇〇円
二二三、三〇〇円	二四七、〇〇〇円
二三一、六〇〇円	二五七、三〇〇円
二四二、一〇〇円	二六七、九〇〇円
二四八、二〇〇円	二七四、六〇〇円
二五四、一〇〇円	二八一、二〇〇円
二六一、一〇〇円	二八八、九〇〇円
二七一、〇〇〇円	二九九、八〇〇円
二七九、四〇〇円	三〇九、二〇〇円
二八七、四〇〇円	三一八、〇〇〇円
二九七、〇〇〇円	三二八、六〇〇円
三〇六、八〇〇円	三三九、四〇〇円
三一七、三〇〇円	三五二、一〇〇円
三二八、〇〇〇円	三六二、九〇〇円
三四一、四〇〇円	三七七、七〇〇円
三四九、六〇〇円	三八六、九〇〇円

三六〇、六〇〇円	三九九、〇〇〇円
三七一、二〇〇円	四一〇、六〇〇円
三九二、四〇〇円	四三四、一〇〇円
三九七、九〇〇円	四四〇、二〇〇円
四一四、〇〇〇円	四五八、一〇〇円
四三五、五〇〇円	四八一、九〇〇円
四五九、四〇〇円	五〇八、三〇〇円
四七一、四〇〇円	五二一、六〇〇円
四八三、〇〇〇円	五三四、四〇〇円
四九九、七〇〇円	五五二、八〇〇円
五〇九、三〇〇円	五六三、五〇〇円
五三七、六〇〇円	五九四、八〇〇円
五五一、六〇〇円	六一〇、三〇〇円
五六六、二〇〇円	六二六、四〇〇円
五九四、四〇〇円	六五七、七〇〇円
六二二、九〇〇円	六八九、二〇〇円
六三〇、三〇〇円	六九七、四〇〇円
六五三、八〇〇円	七二三、四〇〇円
六八七、二〇〇円	七六〇、三〇〇円
七二〇、三〇〇円	七九七、〇〇〇円
七四〇、七〇〇円	八一九、五〇〇円
七六〇、七〇〇円	八四一、六〇〇円
八〇一、一〇〇円	八八六、三〇〇円
八四一、五〇〇円	九三一、〇〇〇円
八四九、六〇〇円	九三九、九〇〇円
八八一、六〇〇円	九七五、五〇〇円

九三二、一〇〇円	一、〇二〇、三〇〇円
九六二、七〇〇円	一、〇六五、一〇〇円
一、〇〇三、八〇〇円	一、一〇九、五〇〇円
一、〇二八、一〇〇円	一、一三七、五〇〇円
一、〇五五、二〇〇円	一、一六七、五〇〇円
一、一〇七、三〇〇円	一、二二五、一〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、二八三、三〇〇円
一、一八六、四〇〇円	一、三二二、六〇〇円
一、二二二、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円
一、二六四、二〇〇円	一、三九八、八〇〇円
一、二八八、一〇〇円	一、四五五、二〇〇円
一、三一六、四〇〇円	一、四五六、六〇〇円
一、三六八、七〇〇円	一、五一四、三〇〇円
一、四二五、六〇〇円	一、五七七、三〇〇円
一、四五四、九〇〇円	一、六〇九、七〇〇円
一、四八二、六〇〇円	一、六四〇、四〇〇円
一、五一七、七〇〇円	一、六七二、六〇〇円
一、五三九、八〇〇円	一、七〇三、六〇〇円
一、五九六、六〇〇円	一、七六六、五〇〇円
一、六五三、四〇〇円	一、八二九、四〇〇円
一、六八一、五〇〇円	一、八六〇、五〇〇円
一、七一一、四〇〇円	一、八九二、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、五〇〇円未満の場合又は一、七一〇、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十・六四を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

附則別表第三

	恩給年額の計算の基礎 となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族 の恩給	四八一、二〇〇円	四九一、二〇〇円
	五七五、四〇〇円	五八七、三〇〇円
	六六九、六〇〇円	六八三、四〇〇円
	七七五、〇〇〇円	七九一、〇〇〇円
	八八〇、四〇〇円	八九八、七〇〇円
	九八六、四〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
	一、〇九一、九〇〇円	一、一一四、四〇〇円
	一、一九七、二〇〇円	一、二二二、〇〇〇円
	一、四二八、二〇〇円	一、四五七、八〇〇円
	一、四九〇、三〇〇円	一、五二一、一〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族 の恩給以外の恩給	一、五四七、七〇〇円	一、五七九、八〇〇円
	一、六三一、三〇〇円	一、六六六、一〇〇円
	一、七三六、八〇〇円	一、七七二、八〇〇円
	一、八八一、八〇〇円	一、九二〇、七〇〇円
	一、九七八、三〇〇円	二、〇一九、二〇〇円
	二、一二三、〇〇〇円	二、一六六、九〇〇円
	二、六五三、七〇〇円	二、七〇八、六〇〇円

附則別表第四

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
	四八一、二〇〇円	五三三、五〇〇円	
	五七五、四〇〇円	六三六、六〇〇円	
	六六九、六〇〇円	七四〇、八〇〇円	
	七七五、〇〇〇円	八五七、四〇〇円	
	八八〇、四〇〇円	九七四、二〇〇円	

附則別表第五

(何) 秘書官又はその遺族 の恩給以外の恩給	九八六、四〇〇円	一、〇九一、四〇〇円
	一、〇九一、九〇〇円	一、二〇八、〇〇〇円
	一、一九七、二〇〇円	一、三三四、六〇〇円
	一、四二八、二〇〇円	一、五八〇、三〇〇円
	一、四九〇、三〇〇円	一、六四八、九〇〇円
	一、五四七、七〇〇円	一、七二一、五〇〇円
	一、六三一、三〇〇円	一、八〇六、一〇〇円
	一、七三六、八〇〇円	一、九二一、七〇〇円
	一、八八一、八〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
	一、九七八、三〇〇円	二、一八八、八〇〇円
	二、一二三、〇〇〇円	二、三四八、九〇〇円
	二、六五三、七〇〇円	二、九三六、一〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
三四九、七〇〇円		三五七、〇〇〇円
三七一、三〇〇円		三七九、〇〇〇円
三九二、九〇〇円		四〇一、〇〇〇円
四三五、四〇〇円		四四四、四〇〇円
四五八、六〇〇円		四六八、一〇〇円
五一〇、八〇〇円		五二一、四〇〇円
五六一、三〇〇円		五七二、九〇〇円
六二二、八〇〇円		六三三、七〇〇円
六四三、五〇〇円		六五六、八〇〇円
七二二、六〇〇円		七三七、六〇〇円
七七四、〇〇〇円		七九〇、〇〇〇円
八七九、九〇〇円		八九八、一〇〇円

九五七、一〇〇円	九七六、九〇〇円
九七五、七〇〇円	九九五、九〇〇円
一、〇五六、二〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円
一、一七八、二〇〇円	一、二〇二、六〇〇円
一、二六四、八〇〇円	一、二九〇、九〇〇円
一、三七〇、〇〇〇円	一、三九八、四〇〇円
一、四八五、〇〇〇円	一、五一五、七〇〇円
一、五九九、九〇〇円	一、六三三、〇〇〇円
一、七一五、五〇〇円	一、七五一、〇〇〇円
一、七三六、八〇〇円	一、七七二、八〇〇円
一、八八一、八〇〇円	一、九二〇、七〇〇円
一、九七八、三〇〇円	二、〇一九、二〇〇円
二、一二三、〇〇〇円	二、一六六、九〇〇円
二、六五三、七〇〇円	二、七〇八、六〇〇円

附則別表第六

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
三四九、七〇〇円	三八七、〇〇〇円
三七一、三〇〇円	四一〇、八〇〇円
三九二、九〇〇円	四三四、七〇〇円
四三五、四〇〇円	四八一、七〇〇円
四五八、六〇〇円	五〇七、四〇〇円
五一〇、八〇〇円	五六五、二〇〇円
五六一、三〇〇円	六二一、〇〇〇円
六二一、八〇〇円	六八九、一〇〇円
六四三、五〇〇円	七二二、〇〇〇円
七二一、六〇〇円	七九九、六〇〇円

七七四、〇〇〇円	八五六、四〇〇円
八七九、九〇〇円	九七三、五〇〇円
九五七、一〇〇円	一、〇五九、〇〇〇円
九七五、七〇〇円	一、〇七九、六〇〇円
一、〇五六、二〇〇円	一、一六八、六〇〇円
一、一七八、二〇〇円	一、三〇三、六〇〇円
一、二六四、八〇〇円	一、三九九、三〇〇円
一、三七〇、〇〇〇円	一、五一五、九〇〇円
一、四八五、〇〇〇円	一、六四三、〇〇〇円
一、五九九、九〇〇円	一、七七〇、二〇〇円
一、七一五、五〇〇円	一、八九八、一〇〇円
一、七三六、八〇〇円	一、九二一、七〇〇円
一、八八一、八〇〇円	二、〇八二、〇〇〇円
一、九七八、三〇〇円	二、一八八、八〇〇円
二、一二三、〇〇〇円	二、三四八、九〇〇円
二、六五三、七〇〇円	二、九三六、一〇〇円

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

上	下
一、一〇九、五〇〇円	一、〇三三、五〇〇円
一、〇二〇、三〇〇円	九四一、二〇〇円
九七五、五〇〇円	八九九、九〇〇円
九三九、九〇〇円	八六七、一〇〇円
六五七、七〇〇円	六〇六、七〇〇円
六二六、四〇〇円	五七七、九〇〇円
五六三、五〇〇円	五一九、八〇〇円

(四) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

上	欄	下	欄
四五八、一〇〇円		四三二、六〇〇円	
四四〇、二〇〇円		四〇六、一〇〇円	
四一〇、六〇〇円		三七八、八〇〇円	
三九九、〇〇〇円		三六八、一〇〇円	
三八六、九〇〇円		三五六、九〇〇円	
三三九、四〇〇円		三三三、一〇〇円	
二九九、八〇〇円		二七六、六〇〇円	
二八八、九〇〇円		二六六、五〇〇円	
二八一、二〇〇円		二五九、四〇〇円	
二七四、六〇〇円		二五三、三〇〇円	
二六七、九〇〇円		二四七、一〇〇円	
二五七、三〇〇円		二三七、四〇〇円	
二四七、〇〇〇円		二三七、九〇〇円	
二二六、二〇〇円		二〇八、七〇〇円	
一七三、七九七円		一六〇、三五二円	
一、一〇九、五〇〇円		一、〇二三、五〇〇円	
一、〇二〇、三〇〇円		九四一、二〇〇円	
九七五、五〇〇円		八九九、九〇〇円	
九三九、九〇〇円		八六七、一〇〇円	
六五七、七〇〇円		六〇六、七〇〇円	
五六三、五〇〇円		五一九、八〇〇円	
五三四、四〇〇円		四九三、〇〇〇円	
四四〇、二〇〇円		四〇六、一〇〇円	
四一〇、六〇〇円		三七八、八〇〇円	

附則別表第八

不具 廃 疾 の 程 度	年 額
三六六、九〇〇円	三五六、九〇〇円
三六二、九〇〇円	三三四、八〇〇円
三三九、四〇〇円	三二三、一〇〇円
三二八、六〇〇円	三〇三、一〇〇円
三〇九、二〇〇円	二八五、二〇〇円
二七四、六〇〇円	二五三、三〇〇円
二六七、九〇〇円	二四七、一〇〇円
二五七、三〇〇円	二三七、四〇〇円
二四七、〇〇〇円	二三七、九〇〇円
二二六、二〇〇円	二〇八、七〇〇円
一三〇、四四二円	一二〇、三五二円

附則別表第九

傷 病 の 程 度	金 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一 項 症	五一六、〇〇〇円
第二 項 症	四一八、〇〇〇円
第三 項 症	三三五、〇〇〇円
第四 項 症	二五三、〇〇〇円
第五 項 症	一九六、〇〇〇円
第六 項 症	一五〇、〇〇〇円
第一 款 症	五四八、〇〇〇円
第二 款 症	四五五、〇〇〇円
第三 款 症	三九〇、〇〇〇円
第四 款 症	三三一、〇〇〇円

附則別表第十

第 五 款 症	額
傷 病 の 程 度	二五七、〇〇〇円
第 七 項 症	一〇三、〇〇〇円

附則別表第十一

傷 病 の 程 度	年	額
第 一 款 症		一二九、〇〇〇円
第 二 款 症		九八、〇〇〇円
第 三 款 症		七七、〇〇〇円
第 四 款 症		六七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

附則別表第十二

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大 将	一、五七一、六〇〇円
中 将	一、三三四、八〇〇円
少 将	一、〇二三、五〇〇円
大 佐	八六七、一〇〇円
中 佐	八一七、六〇〇円
少 佐	六四三、四〇〇円
大 尉	五一九、八〇〇円
中 尉	四〇六、一〇〇円
少 尉	三五六、九〇〇円
准士官	三二三、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	二五九、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	二四七、一〇〇円

附則別表第十三

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、五七一、六〇〇円	一、六二九、六〇〇円
一、三三四、八〇〇円	一、三四三、七〇〇円
一、〇二三、五〇〇円	一、〇四九、四〇〇円
八六七、一〇〇円	八九九、九〇〇円
八一七、六〇〇円	八五八、九〇〇円
六四三、四〇〇円	六六七、三〇〇円
五一九、八〇〇円	五六三、〇〇〇円
四〇六、一〇〇円	四四四、六〇〇円
三五六、九〇〇円	三七八、八〇〇円
三二三、一〇〇円	三四八、四〇〇円
二五九、四〇〇円	二八五、二〇〇円
二四七、一〇〇円	二六六、五〇〇円
二三七、四〇〇円	二五九、四〇〇円
二〇八、七〇〇円	二三七、四〇〇円

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給についての不均衡を是正し、實在職年三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人等に対する一時恩給の支給及び本邦等において職務に關連して傷病を受けた旧軍人等に対する特別傷病恩給の支給を行なうこととし、あわせて外国政府職員等の在職期間

の通算の条件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。山中総務長官。

○山中国務大臣 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の

増額であります。

恩給年額については、恩給審議会から恩給法第二條ノ二に規定されているいわゆる調整規定の運用の基準を示されるときに、その運用の前提として現在の恩給年額を適正なものとする必要がある旨の答申をいただきました。そこで、政府としては、その答申の趣旨に基づき、昭和四十五年度増額措置の追完分として、恩給年額を、昭和四十四年十月当時の仮定年額二・二五増として計算して得た年額に昭和四十六年一月分から増額することとし、さらに、昭和四十六年度における公務員給与、消費者物価等の上昇を勘案して、恩給年額を、昭和四十六年一月以降の恩給年額の八・四増とした年額に昭和四十六年十月分から増額することとするものであります。

その第二点は、文官等の恩給の不均衡の是正であります。

その一は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の格づけは正であります。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた長期在職の文官等の恩給の基礎俸給の格づけを旧基礎俸給年額が千四百四十円以下のものについては二号俸、旧基礎俸給年額が千四百四十円をこえ千六百二十円以下のものについては一号俸、それぞれば是正することとするものであります。ただし、昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までの退職者については、昭和二十二年六月三十日以前の退職者との給与の均衡を考慮して、必要調整を加えることとしております。

その二は、昭和二十三年七月一日以後退職した文官等の恩給の是正であります。

昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職した文官等で、同年六月三十日に退職したものとすればその恩給年額が現に受ける恩給年額より多額となるものについては、同日に退職したものとした場合の恩給を給し得ることとしていま

すが、この措置を同年十二月一日以後退職した文官の恩給についても適用することとするものであります。

その第三点は、公職追放者に対する一時金の支給であります。

連合国最高司令官の命令に基づきいわゆる公職追放に關する法令の規定により、在職年三年以上七年未満で退職した公務員またはその遺族に、追放解除時のベースにより計算した一時恩給または一時扶助料相当額の一時金を支給しようとするものであります。ただし、年金恩給または共済年金を受ける資格者を除くこととしております。

その第四点は、夫に対する扶助料の給与条件の緩和であります。

夫は、不具廢疾で生活資料を得る道がないことが扶助料給与の条件となっておりますが、公務員たる妻の死亡当時から不具廢疾である夫については、不具廢疾である限り、扶助料を給し得るよう条件を緩和しようとするものであります。

その第五点は、旧軍人等の戦地外職務加算年及び各種職務加算年の算入であります。

年金恩給の資格要件については、旧軍人、旧軍人または旧軍属の在職中に付すべき加算年のうち、戦地外職務加算年及び辺陲または不健康地勤務加算年その他の各種職務加算年をも、基礎在職年に算入しようとするものであります。

その第六点は、旧軍人等に対する一時恩給等の支給であります。

實在職年三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人等、下士官以上としての在職年が一年以上のものまたはその遺族に、昭和二十八年旧軍人恩給再出発時のベースにより計算した一時恩給または一時扶助料を支給しようとするものであります。ただし、年金恩給または共済年金を受けている者を除くこととしております。

なお、旧軍属についても、これと同様の措置を講じようとするものであります。

その第七点は、戦犯拘禁期間の通算制限の撤廃

であります。

在職中の勤務に關連する事由により戦争犯罪者として拘禁された者の拘禁前の公務員としての在職年を計算する場合には、拘禁前の公務員としての在職年が普通恩給に關する最短恩給年限に達していないこと及び普通恩給に關する最短恩給年限に達するまでを限度とするという制限のもとに、当該拘禁期間を通算することとしておりますが、これらの制限を撤廃しようとするものであります。

その第八点は、職務関連傷病者に対する特例傷病恩給の支給であります。

旧軍人または旧軍属が昭和十六年八月八日以後本邦、朝鮮、台湾及び清洲等の地域における在職期間内において、その職務に關連して負傷し、または疾病にかかった場合においては、これらの者に對し、公務傷病者に給せられていた増加恩給または傷病年金の年額のそれぞれ七割五分に相当する額の特例傷病恩給を給しようとするものであります。この場合においては、特例傷病恩給受給者に扶養家族があるときは、公務傷病恩給に準じ扶養加給を給し、第二項症以上の特例傷病恩給受給者には、特別加給を給することとしております。

その第九点は、外国政府職員等の抑留または留用期間の通算であります。

外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで在職していた者が、引き続き海外において抑留または留用された場合には、当該抑留または留用期間を外国政府職員等の在職期間と同様、公務員期間に通算しようとするものであります。

その第十点は、外国政府職員等の在職期間の通算条件の緩和であります。

外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで在職していた者の在職期間を公務員期間に通算する場合に、外国政府職員等となる前の公務員としての在職年が普通恩給に關する最短恩給年限に達していないことが条件となっておりますが、この条件を廃止することとし、また、公務員から

外国政府職員等となった者で、外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで在職していたものの当該職員期間を公務員期間に通算する場合には、これらの職員となるため公務員を退職したことが条件となっておりますが、事実上外国政府職員等となるため公務員を退職したものと認められる者についても、この通算措置を及ぼそうとするものであります。

その第十一点は、恩給外所得による普通恩給の停止基準の緩和であります。

一、恩給年額増額の措置に伴い、恩給外の所得による普通恩給の停止に關する普通恩給及び恩給外所得に關する基準額を引き上げるとともに、その停止率についても、現行の二割ないし五割を、この停止制度創設時の率二割に改めようとするものであります。

なお、以上述べました措置は、昭和四十六年十月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 設置法の改正案の中身に触れまして若干の質問を申し上げたいと思ひます。

今度の設置法の改正の中で国立公文書館に關する項目があるわけでありまして、公文書館の設立という問題につきましては、かねて民間の学界その他からも強い要望がありますし、私自身も多少の関心を持って、この種の公文書館が設立することを要望してまいった一人でござります。

そこで、設立に伴ひまして運用の問題があろう

かと思うのです。大臣の趣旨説明にもございまして、保存管理に利用、こういう側面があるわけですが、運用を誤りますと、どうも古文書の倉庫になるおそれがある。そういうことになったのではせっかくの施設が生かさないわけでございますので、これからの運用にあたって、重点をどういふ方面に置いて運用していくのか、その辺の御見解を承っておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 まさに御指摘の点は、注意して出発にあたらないといけないと思ひます。ことに、これについては逐年予算化いたしまして、三十九年から取りかかってようやく完成をいたすわけでございますから、中身もそれにふさわしいものにならないといけません。ことに諸外国等の実例が数多くございまして、むしろ先進諸国と申しますか、歴史の古い国で国立公文書館らしきものを持つていなかったのが、わが国としては諸外国に對してちょっと恥ずかしいような現状でございますから、各国の先例等も十分ございまして、それらのものを前提にして、何のために公文書館をつくったのか、そして、だれのためにそれを運用し、どういふことを目的として活用を続けていくのかという点は、今後慎重に検討いたしてまいりたいと思ひます。これについては虚心たんかい、民間やあるいは国会はもちろんそうでありまして、御意見を聞きながら、今後の運営というものを一方的に設定しないでいきたいと思ひます。国民のために置かれるものである、そして諸外国から見ても恥ずかしい内容のものにしたいと思ひます。

○木原委員 収容の対象になる公文書ですね。参考資料によりまして、従来、永久保存であるとか何年保存であるとかという重要度が、各省庁ごと、各機関でいろいろ行なわれていた。そういうことで、従来のものはそういう系列で保存されておるものがあり、あるいは企画されたものがある、こういう形になっていると思ひますが、将来の問題として、公文書を収容する場合の選択に

ついて、また何か新しい基準でもおつくりになるわけでございますか。

○山中国務大臣 これも厳密に基準というよりなものでいいのか、あるいは運営方針の中でよろしいのか、各省庁の意向等も十分尊重しなければならぬと思ひます。ことに、これは後世に伝え、あるいはそれを保存し、公開し、活用することにおいて非常に価値のあるものである。ところが、ある役所において永久部外秘というようにすることにしておる書類がある場合に、それでは一体永久とはいつまでであるのか。文字どおり永久なんというものはあり得ないわけでありまして、諸外国においても、五十年ぐらいたったならば秘扱いのものも収容していくとか、いろいろなこともやっておるようでありまして、わが国においても、それらのものも含めて、それぞれの各省において感觸の非常な差異がございまして、それらの点になるべく統一をして、特別な文書でない限りは大体この基準で集めることにしたいと思ひます。これを、これからしていきたいと思ひます。公のものには文書が出ないというものの数なるべく少なくしたいと思ひます。次第でござい

す。

○木原委員 特に外交関係、軍事関係ないしは警察庁というようなところは、機密の関係も多いと思ひます。それだけ各省庁のセクトも残るでしようし、利用者の側からすれば、こうしてほしいという希望もあろうかと思ひますが、これはひとつ、基準という少し語弊があるかも知れませんが、利用者の便ないしは新しい運用の中での位置づけのよくなるものをぜひ考慮していただきたいと思ひます。

そこで一つ気になりますことは、たとえば外交文書、あるいは内閣の文書もそうですけれども、その古くからのものがあるのですが、その最も古い文書、貴重文書というよりなことになると思いますが、それはさかのぼっていけば、年代的

にいきますと、やはり維新後の明治のごく初期のものからでございますか。その以前はどうですか。

○山中国務大臣 これは、おおむね、日本が近代国家として法制その他が整った明治以後のものが圧倒的なウェイトになるだろうと思ひますが、かといつて、いまの内閣文庫には古い、たとえば北方領土の資料等についてはいふんいろいろな古文書等がございまして、そういうようなものも当然引き継いで運用をしております。近代国家以前の徳川幕府、あるいは場合によってはある藩の公的な文書等も、そこに収容していくことになるかと思ひます。

○木原委員 利用者にとりましては、学術的なし文化的な性格を持つということになります。できるだけ近代日本の黎明期のものを系統的に収録してもらいたい。そのためには内閣文庫の問題もありまして、各大学等にもあります。それらの関係等もあろうと思ひますが、この辺もひとつ御注意をいただきたいと思ひます。そこでもう少し気になりますことは、系統的にといひますか体系的にといひますか、つまり整理、管理をされるという場合に、そういう姿があつてほしいと思ひます。それで、ここに若干数字が出ておりますけれども、御承知のように戦災で消滅したもののないしは敗戦で意識的に焼却をし、あるいは棄却をしたものの、散逸をしたもの、いろいろあると思ひますが、たとえば、かなり重要なものでもの辺の文書が、ある意味では公然と失われたか、そういうことについての調査みたいなものはあるのでしょうか。

○柳川説明員 ただいまの調査はござい

せん。

○木原委員 そうしますと、それらについてはもう復元も探索をする方法も全然ないわけですね。

○柳川説明員 そういう文書につきましてもだんだん調査いたしましたので、多少リコピーなり複製の資料があるかと思ひますので、調べてできるだけ公文書館に入れていく措置をとりたいと思ひてお

ります。

○木原委員 もう一つ、占領下にあつたとき、各種の公文書が押収をされたり、ないしは提出を命じられたりして、それらのもので返つてきていないものもかなりあるんじゃないですか。占領軍の中のある種の機関が何か、かなり持つていったというふうな話をわれわれがいふ聞いたこともありますが、それらについては、調査ないしは返還は済んでいるのですか。

○柳川説明員 そこあたりの関係も、調査あるいは返還の要求というのを個々の省庁では多少やつておるかもしれませんが、公文書館の準備の段階としてはいたしておりません。

○山中国務大臣 私からいいますと、その問題は主としてアメリカだろうと思ひますので、外務省のほうで、そういう国立公文書館ができることに伴つて必要となる資料等を、アメリカとしても戦争資料その他でもう編さんが終わつていて、うから、そういうものの原本をなるべく返してほしい、できなければコピーでも返してほしいという折衝はするように努力いたします。

○木原委員 これは大事なことでして、参考資料を読んだのですけれども、そういう失われたものに対する輪郭、それから調査、復元、こういう面についての運用の方針というものが、どうもあまり見当たらないのでたいへん気になったわけですから、そうしますと、特に私も見える範囲の中では戦災ですね、それから意識的に棄却をいたしましたね、ないしは混乱期に散逸をした、そういう部門、それから占領時代に、占領軍当局によつて押収ないしは提出を命じられたまま未返還のもの、これらがいへん気になるところなんです。しかもそういうものの中で、歴史として記録にとどめておく、保存をしておく価値のあるものが多いんじゃないか、こういう感じもするわけですね。ですからこれは、長官の御発言ございしましたけれども、あらためて調査の方法を立て、探索ないしは返還の交渉をやつて、せつかくできるわけですから、あのときはもう海外にとら

つきましては、御指摘のような御懸念のないように、海洋開発計画について総合的かつ基本的な問題を審議していくことで、御指摘のような点に遺漏のないようにしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○木原委員 これは、私もいろいろなのですけれども、ここ数年政府が実際にタッチをした側面を見ますと、たとえばこの石油の大型掘さくといいますが、そういう方面にはたいへんにこの予算もついている。御案内のように、この海洋開発ということは、たいへん複雑な要素を持っております。国際的な関係から、技術の開発から、さまざまな分野にわたった側面があると思うのです。しかも、やはり相当な投資を必要とする。ですから、現在海洋開発に関心を持っておる巨大企業はかなり先行投資的なものでやっているような側面もあります。しかし、いずれにせよ、たいへんな金を食う仕事であることは間違いないと思います。そういう意味では、まさに国が大きくタッチしないといふ解決がでない側面があると思う。ところが、長官もお触れになりましたように、経済開発優先で、そういう巨大企業の開発意欲にかりに政府が引きずられていく、こういうような愚だかりはぜひきびしく考えていただきませんと、結果においてはいへんな荷物を国民が背負い込むことになる、実はこういう感じがするわけなんです。ですから、私は、適切かどうかわかりませんが、これでも、やはりこの基本法のようなものをきちんとつくって、原子力基本法については、平和利用を前提にした三つの原則があるが、こういうようなものをきちんと準用しながら、国民の前に海洋開発の方向というものをやはりきちんと示していく、そういう努力をやりませんか、いろいろおっしゃいましたけれども、実際の数年来の中身を見ますと、どうも石油優先だ。水産関係に言わせると、石油開発をやったところで、大枚の金をつぎ込んで、それでこの日本近海で、かりにいま考えられておるものが完全に成功したとしても、せいぜい日本の石油需要の四〇％ぐらいじゃないか、

しかもペイするものはきわめてわずかで、こういう非難もあるわけですね。海洋のたん白資源を確保するためには、もっと安い金で、もっとやることがあるんじゃないか、こういう議論もわれわれは聞くわけですね。反面また、そういう水産関係の利害といいますが、そういうものに引きずられて、今度は大陸だなんかの問題が、なかなか解決がつかない困難な入り組んだ関係があると思うのです。ですから、そういうことについても、これこそまさに政治の問題ですから、やはりきちんとした方向をまず打ち出す努力をやりませんか、このままずるずるといいますと、これはどうも取り返しのつかぬことになるんじゃないか、こういう感じがするわけですね。せっかく意欲を持って、審議会を拡大改組をするということならば、まず、もうかかんの努力と実績がこの数年来蓄積をされておるわけですから、諸外国の例もあるわけですから、そういうものについての努力の方向といえます。すか、アプローチの方向、こういうものを考える時期じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○石倉政府委員 大型掘さく装置はたいへんな経費が必要であらう、確かに御指摘のとおりでございますけれども、これは、必ずしも大型掘さく装置だけでなく、御承知のように海洋開発技術につきましては、これは一つのシステム技術なんですから、これは、たいてい出てまいります、たとえば水中でさびない鋼材の開発とか、あるいは水中にどのような電線を送るかというようなことは、必ずしもこの大型掘さく装置ばかりでなく、かなり波及効果のあるような形にならうかと思えます。この大型掘さく装置だけで金がかかるというところは事実でございますけれども、その波及効果を考えますと、いろいろな面に出てくるのではないかとわれわれ確信しておる次第でございます。

なおしかし、この大型掘さく装置をつくることによって、御指摘のように、海底鉱物資源の開発と水産開発との間で、経費、利益の関係から考え

て、水産資源の開発のほうが手近ではないかという御指摘でございますが、当面はそういうような問題もあらうかと思えます。なお、四十六年度の予算で申し上げますと、政府関係の予算が総額約六十六億でございますが、そのうち、海底鉱物資源関係の予算、それから水産関係の予算はほぼ同額でございます。必ずしも重点が、方向が一方に傾いているというような施策にはなっておりません。しかしながら、将来、この大型掘さく装置等ができてきて、それが海底を攪乱し、それによつて水産の上に被害が出るというようなことは、これはわが国のような水産国としてはまことに恥ずかしいことでございしますので、われわれ、この大型掘さく装置の開発にあたりまして、そういうような公害を一切出さないようなシステムを開発するというにいたしておるわけでございします。しかしながら、先ほど来御指摘のありましたもう一つの点につきましては、海洋科学技術審議会を、幸いに海洋開発審議会に拡大していただきますれば、その土俵の中で十分御審議がいただけるのではないかと考えております。

○木原委員 そこで、気になることがあるのですけれども、たとえば、いままでの審議会のメンバーは、新しく改組されますと、おそろくかわると思えますけれども、これは学者の方々、これらの人たちについての論評は差し控えたと思えますけれども、大体メンバーの構成を見ますと、学者の関係の方々、関連企業の代表の方々、それに役所関係の方々、こういう構成でしな。ある意味では、その中には一番重視すべき技術関係の代表がまだ入っていない。これはあとでいろいろ御質問申し上げたいと思うのですけれども、たとえばかなり分野にわたって大枚の金を投資する、しかも、いまは現実に大きな企業の海洋開発がかなり進んでいる。その海洋開発、いろいろ波及効果のことを言われましたけれども、技術開発等に伴いまして、いまのような形で、いわば政府と企業の密接な関係がありますと、たとえば、

せつかく開発した技術なんかも、何か企業の私的な機密事項に蓄積をされてしまつて、いわゆる公開が行なわれないのじゃないか。大枚の税金を投入しながら、結局は、その波及効果を含めて、特定企業の技術開発に奉仕をする、こういう側面があるのじゃないか、少なくともこのメンバーを見ただけでもそういう感じがするわけですね。また、海洋開発の現状などを仄聞しまして、そういう心配があるわけですね。ですから、これはメンバーの構成の問題に触れますけれども、そういうことも含めまして、たとえば原子力基本法で言いますと、平和利用を前提にして自主的にとか民主的にとか、あるいは公開とか、こういう原則を幾つか並べております。これにもすでに公開の問題が出ておりますけれども、しかし、少なくとも国が投資をして開発をした分野については、すべて国民が均てんを受けるような、そういう意味で、技術については公開をするとか、あるいは外国との関係がさまざまにありまうから、やはり自主的な立場を堅持していくとか、原子力基本法の三原則に多少とものつたような原則をきちんとした形で表明する必要があるかどうか。そういうことはどうでしょう。

○石倉政府委員 まず従来――まだ存置してあるわけでございますけれども、海洋科学技術審議会のメンバー、委員でございますが、二十名のうち、私の記憶では七名が学界の先生方、それから七名が御指摘の海洋関係に関連のある産業界の技術者、経営者、それから六名が関係省庁の次官で構成されているかと思えます。まず、この学界の先生方につきましては申し上げますと、海洋開発の根幹をなしましたのは、御承知のように海洋学でございますので、海洋学の関係の方をお招きしている。それから今度は、海洋開発が一九五〇年代に入りまして新しいフロンティアとして出てまいりましたのは、海中におきますいろいろな工学、エンジニアリングが進んだためでございます。そのような意味で、エンジニアリングの関係者を扱っておられます大学の先生方を

お願いしております。申し落としましたが、その中に海洋法の先生が一人おられます。それから業界といいますが産業界の關係でございますが、この方々は、先ほどの御趣旨のように、政府の実施いたします海洋科学技術の開発が産業界に貢献するといふような意図からお願いしたのでございせん。企業の中におりますその方面の権威の方々をお願いしたいように御理解をお願いいたします。

それから役所の關係でございますが、海洋に關係が有ります六省庁の事務次官が入っております。その中に、御指摘のように防衛庁の事務次官が入っておりますが、この海洋科学技術審議會は昭和三十六年に発足しておりますが、その時点におきまして、残念と申しますか、当時、關係省庁の中に海洋科学技術に關する審議があまりございせん。防衛庁の關係では、防衛庁の任務と關連して多少海洋科学技術に關する審議がございしたので、その科学技術的な蓄積を海洋の民生的な開発のほうに役立てようといふことで、むしろお手伝いを願うということからお願いをした次第でございます。

それから、今後海洋開発を進めていく場合に、原子力基本法に盛り込まれたような精神が必要ではないかという御指摘でございますが、これは私もそのような形で整備をしていくべきであるといふように考えておりますが、先ほど申しましたように、海洋開発につきましては、皆さんの頭の中に海洋開発というものがありますが、これを単に科学技術的な視点ばかりでなく、いろいろな視点から見て日本の国民のために役立つ海洋開発にする、この意味では自主的な海洋開発にすべきであるといふ考えが出てくるわけでございます。この日本の国民のためになるような海洋開発の姿はどういふものであるか、その開発分野は具体的にどのようなかといふことは、今後海洋開発審議會において、十分各階層の御意見を聞く段階で逐次熟していくべきものであらうといふように考えております。

それから第二のご意見ですが、広く各界の意見を聞くといふような形でやることによりまして、国民各層の海洋開発に対する理解と支持、また場合によりまして、それが脱線しないように關心を持っていただくといふことはきわめて必要であらうと存じます。

また最後に、広く知らせる。個々の企業の秘密の中に埋め込まれてしまふのではないかと、埋め込まれるおそれがあるのではないかと、埋め込まないでございまして、従来も、政府の資金で行なっております海洋開発につきましては、それぞれ關係省庁から、内容によりましては事実各企業に委託研究をさせる、あるいは委託製作をさせるといふことをやっておりますが、その段階ではすべて報告書をとっております。その報告書につきましては、いつでも公開できるような形になっております。また海洋開発計画そのものにつきましても、先生もすでに御承知かと思いますが、たくさん印刷物をつくっております。これらもすべて手に入るようになっております。私のほうにいたしましては、決して海洋開発につきましても非公開といふようなことではなく、むしろ公開することによって国民各層に關心を持っていただき、その国民各層の支援のもとに海洋開発を進めていきたい、そのように考えております。御了承願います。

○木原委員 どうも私が質問をする前のことまで御答弁があったのですが、ともかく私がはつきりさしていただいたことは、方向性の問題が一つあると思うのです。これは非常に多岐にわたります。海洋はやはり観光資源だと考えておる人もいます。これはもう非常に広範囲におるわけなんです。ですから、それらをきちんと整理をして、そういうものを基本法として集約をして、国民の前に——海洋日本ですから、アメリカとも違ひ、お隣のソ連とも違ひ。ともかくこういふ形で海洋開発に国民として取り組んでいくのだ、こ

ものを集約をして基本法を——すでにもう基本法のようなものを整備をして国民の前に示す段階ではないのか、こ

○石倉政府委員 ただいまの御質問でございますが、御指摘のように、海洋開発につきましては確かにいろいろな部門もございまして、その部門の重要性は、それぞれ各々によつて事情が違ひます。したがうにわが国としましては、わが国の国情に合った、また国民の大多数の支持が得られるような海洋開発をやつていくといふことは、私もきわめて重要だろ

思ひます。私の現在の判断では、現在各方面の海

洋開発に關する關心は、それぞれの分野においてきわめて高まつた、しかしその各分野をどのように

○木原委員 あなたから御答弁をいただくのは少し無理かと思ひますが、私は、そういう調整的なことは大事でし

か、あるいは大型の資源開発ですね、そういうもの

れまたいろいろと海洋開発に関連をする測量その他問題をやっている。それから気象庁は、海洋気象と関連をして、いろいろデータの開発、整理その他をやっている。あるいはまた労働省は、潜水夫等の問題、たちまち人の問題です。あるいはまた建設省は、別の意味で海洋の構造物その他の問題を取り上げておるとか、あるいはまた郵政省あたりも、海中の通信の問題でいろいろと開発の問題をかかえている。そのほかにも調べれば、文部省関係その他も出てくると思うのですが、これでは、長官も先ほどおっしゃったように、たいへん大きな国民的課題、まさに新しい第二の人類の夢を託するような海洋開発という文句があるわけですから、いかんせん行政面ではまず多岐にわたっている。だから私が基本法のようなものを整備してきつたしなさいということの中には、こういうふうにはばらばらになっている機構の統一を直ちにしないとは言いませんけれども、しかしながら総合的なプロジェクトを何かやはり政府機関の中に設ける。基本法が単に宣言法ではなくて、そういう意味合いを持つんだということになりませんという、いま審議官がいろいろおっしゃいましたけれども、科学技術庁の調整に余るんじゃないかと思うんですね。これから仕事が進めば進むほど、そういう可能性というものが増大をしていくような感じがいたします。現におそらく仕事の上で混乱があるんじゃないかと思えます。そういうことになりましたと、やはり海洋開発ということに関連をしまして、行政面での多岐にわたる分散、そういう関係のものを、長官は環境庁をおつくりになったわけですから、やはりそれにふさわしいようなもの、何か総合的な開発推進機構といえますか、政府もやはりプロジェクト調整チームのようなものをつくってやっていく必要があると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 これは西田大臣からお答え願うのがほんとうだと思つていますが、そのような実態は確かに存在しておりますし、事務局においてても答弁もいたしましたが、事務局同士の連絡

はやっているようです。しかしながら、やはり先ほど私が冒頭に申しました日本の今後の国策の大きな柱の一つであることが間違いないとするならば、どういふ姿勢でいくのか、科学技術庁長官は、科学技術の開発に関しては、内閣法第六条による、総理は、各省庁の長たる大臣を閣議で決定された方針に基づいて指揮するといふ、新しくできる環境庁長官と双壁の権限、総理大臣に行使を意見具申する権限を与えられているわけですから、もしそれらのところで差しさがあれば、科学技術庁長官たる閣務大臣が、総理という内閣を掌理する立場の権限の行使を願ひ出ることができると思ふのですが、国民常識的に見ました範囲では、いまのところ海洋開発関係は、まだその段階以前の状態で、各省でばらばらに手探りをしていてのじゃないだろうかというふうに思ふのです。これはたいへん失礼かもしれませんが、ですから、ばらばらにやられては海洋の、たとえば油井一つ廻るにしても大問題ですから、新しくできる環境庁等は、海洋汚染防止法というものによつて、そういうものが水産動植物なりあるいは海洋環境というものの自然を破壊することのないように当然チェックしていくことになると思ひますけれども、各行政がそのようならば現状で行なわれていることは、もとに戻つて、日本は海洋国家として今後の海洋開発はどのような方向、目的をもつて進むのかという大本がきまつていないということだから、各省がそれぞれ自分の分野においてそれぞれの仕事をばらばらにしているのだらうと私は見えておりますが、的確な答弁は西田大臣のほうにひとつお願いしたいと思ふのです。

○木原委員 長官のところは、何か貸し座敷みたいなもので、審議会も何か座敷を貸している程度のことなんです。しかしいかにも長官は、私にだつて座敷を貸すだけが能いじゃないのだ、ものを言う権利があるのだと、何かのことでおっしゃったことがありますが、私もちょっと調べてみまして、せっかく大上段に振りかぶっているの

に、あまりにも、行政面一つをとりましてもそうだし、現に行なわれた仕事をとりましても、何かまだ小舟で海に乗り出した、波にもまれていく、こういう側面があるものだから、ぜひひとつこれは長官も御協力願つて、ともかくきちんとしたものを出力をする、それに伴つて機構の金は出しているわけですから、政府がやはりいろいろ、こういうことで、ひとつぜひ御努力を願ひたいと思ふのです。

それからもう一つ、委員の構成の面なんです。先ほど審議官のお触れになりました防衛庁が参加しておるといふことですね。これはいろいろ議論のあるところだと思ふのです。あそこにはいろいろな海に関するものを蓄積しておりますし、現に施設も持つております。ですから、あるものは使え、こういうことだと思ふのです。ですから、これをいま議論をする段階でないといふはそれまでもだと思ふのですが、ただアメリカ等の事例を考えますと、どうもアメリカの海軍がやはりかなり金を使つていますね。ですから、これはおそらく一部ではなくて、公然と申してもいふと思ふのですけれども、アメリカの非常に進んだ海上開発というものは、その軍事的な背景というものがかんがりの大きなウエイトを占めているのじゃないか、こういう感じがするわけですね。われわれは、言うまでもありませんけれども、平和国家ですから、あるいは非軍事国家ですから、少なくとも海洋開発について軍事的に利用される側面、これについては、出発当初から十分なやり方、一線を画しておく必要があるんじゃないか、こういう感じがするわけですね。ですから、先ほどもちよつとお触れになりましたように、まだ防衛庁にある人員や資材や設備、そういうものを使うのだ、こういうことなんですけれども、しかしわが国の自衛隊もわれわれの委員会ではしばしば問題になるわけですから、かなりな成長の度合い、それがまた海との関連ということになりますと、いうと、ある意味では技術なんというものはもう刃の剣でもありますし、ほしいものはほしいとい

うことになってくると思ふのです。ですから具体的なことになつてくると、委員会の中に防衛庁の代表が入つておるといふことについて、少なくともやはりあまり疑わしいことのないように、何かそこに一線を画していくという必要があるんじゃないかと思ふのです。いかがでしょうか。

○石倉政府委員 今回、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改組いたしますと、従来は海洋科学技術だけを審議していただけたわけであつたわけでありましたけれども、先ほど来再々申し上げておりますように、総合的な開発計画、あるいは国際制度的な問題ないしは日本の産業経済と海洋産業をどのように結びつけるかという新しい場面の御審議を願ひなければならぬと、反面委員会の委員の人数は、また多くいたしますと、なかなか明らかな結論が出ない点もございまして、従来どおり二十名で構成をしてまいりたい、こう考えております。かつ、委員会は国民各層の意見を聞くに慎重に審議していただくということもたてまえにいたしますので、海洋開発審議会に改組いたします段階で、政府職員は委員から全部ドロップするつもりでございます。

○木原委員 そうしますと、少なくとも委員の中には防衛庁のメンバーは含めてはいない、こういうことですね。——特に、これはメンバーのことを申しましたけれども、あわせてやはり平和利用に徴する、そういう側面、すでに尖閣列島の問題にとつて好ましくない疑いをかけられる、こういう側面もありますし、この点については、これからやはり海洋開発の方向として、きちんとした位置づけをやつてもらいたい、こういうふうに考えます。

それから海洋汚染の問題、これは長官のお仕事のほうとも関係があるわけですから、昨年の秋の国会で海洋汚染防止についての法律もできあがつたことだし、これからの運用の問題もあるのですが、どうもやはり新しくできたあの法律も、必ずしも十分でないような感じがいたしました。

す。いずれまた政府のほうでも修正の機会、改善

の機会があらうかと思えますけれども、たとえば農業等の関係ですね、これは別に農業の規制の法案があるわけですから、しかしながら現実の問題として、農業等による海中への浸透、農薬だけではございませんけれども、河川を通じて海に流れ込む、あるいはまた海洋投棄の問題等についても、特に開発に伴う公害、たとえば油井を掘ることをおこなう事故とか、あるいは石油を掘るときも、新しく構造物を入れること等によつての影響とか、いろいろな形で汚染の度合いが少なくとも進行状況にあるわけですね。そのことがいろいろな形を通じて、魚の関係その他また人体にも影響してくるということは御存じのとおりなんです。そこで海洋汚染の防止法が新しくできたんです。もう一つの問題として、国際的に海洋汚染防止についての何か新しい条約といえますか、協定といえますか、そういうものを近い将来にくらうという動きがあるのは御案内のとおりなんです。そうしますと、国際的なレベルの中でこれがありまうといふと、国際的な条約のようなものができる、そういう際には、いわば日本の独自の立場もありまうけれども、進んで国際的な条約機構に参加をしていって国際的なレベルの中でわれわれの国も海洋汚染の防止に努力をする、こういう方向だと考えてよろしいですか。

○山中国務大臣 海洋汚染の国際条約については、わが国ではすでに国会の御協力によりまして、国際海洋汚染防止の条約内容全部を盛り込んだ上に、さらに廃棄物も規制する海洋汚染防止法をつくりましたので、国内体制が整ったことを前提として、臨時国会でも申しましたとおり、すでに閣議決定をいたしまして、国会に提案をいたしました条約の批准に関する件が出ております。これを国会で批准していただきますと、アイストラッドがすでに批准を終わっておりますだけで、日本が世界第二番目の批准国ということになります。その意味では、諸外国に先んじて国内法も整備し、条約も批准したということにならうかと思

います。

なお、海洋汚染防止法と環境庁の権限でございしますが、海洋汚染防止法の権限は、全面的に環境庁が所管することになります。したがって規制その他も全部やるわけですが、取り締まり面等については、海上保安庁というやむを得ざる機構がございします。これはそちらのほうに残しますけれども、たとえば先ほど私が触れました、石油の開発等に伴って海底の油田を開発するという場合等については、一義的には通産省の鉱山法というものが、大陸だなどあれば、日本の技術はまだ百メートルくらいしか掘れないらしいのですが、外国資本でなければ百メートル以上のところはなかなか掘れないという情けない状態であるとも聞いておりますけれども、どこの技術でやるにしても、科学技術庁が発明した技術が幸いにして実用化すれば、日本の近海は日本の手というところになりまうが、そのときには、通産省の基本的法律の運用のあり方について、環境汚染を防止する立場、海洋汚染防止法という法律を専管する環境庁として、通産省に対してものを言っていくというところにならうかと考えます。農業については、登録事務までやりますと、これは業と同じでたいへんな専門家をかかえた分析をしなければならいので、登録の事務はやりませんので、農業の残留とかあるいは直接被害とかいろいろもの等のは、いわゆる公害と称される分野の問題は環境庁のほうで所管をする、それでものを言つて、農林省のほうで取り消したり、あるいは使用停止を命じたりするという仕組みにしておるつもりでございします。

○木原委員 海洋汚染は、すでに御案内のとおりたいへん広範に進んでいるわけであつて、われわれそのあとを追つかけていくというところでございします。いまの段階の中では、そういう国際的な条約の中にも積極的に参加をしてまいる、こういうことなわけです。私も詳細を存じないわけですが、国連の環境会議といひますか、そういう方面で新しく汚染防止条約のようなもの

を、七二年度くらいまでを目途につくろうという動きがあるやに聞いております。この関係はどうですか。

○山中国務大臣 これは一九七二年にスウェーデンのストックホルムで予定がされておるわけですが、その準備は、すでに下打ち合わせ等が進められておるわけでありまして、これは現在の条約である海洋汚染防止というものよりも、それを改正する動きではなくて、各国の海洋汚染防止その他環境保全に対する挑戦あるいは阻止、そういう体制を国際的に議論しよう、単に一国のみの問題ではないう。島国日本はまだ一国の問題としてとらえらる問題が大部分ですが、さりとて、公海たる太平洋その他の海については、日本独自でかつてなことをすることは、いいことなかつたこととはしていいのですが、悪いことなかつたこととはできない海でありますと同様に、ヨーロッパ等においては国境が陸続きでありますから、スウェーデンが完全に自分の海と空を、湖も含めてきれいに守ろうとしても、ドイツの工業地帯、イギリスの工業地帯からの気流に乗つた汚染が上空をおおえば、これはどうにもならないという問題が非常に深刻な問題のようです。そういう意味で国際的な防止の足並みあるいは提携連絡というものを密にしたいというこの場合のようでありまして、いまの国際的な各国の環境汚染の具体的な取り組み方を見ますと、おそろくその会議において日本は相応なイニシアチブをとれる国になれるだろうと私は思つておるわけでございます。

○木原委員 わかりました。最後に大陸だなどの問題について若干お伺いをしておきたいと思ひます。

これもたいへん複雑な問題がありまして、なかなか甲論乙駁のあるところなわけですが、しかしもう大陸だなど宣言をやるという時期に来ておる、こういうことでもないのですか、どうですか。

○石倉政府委員 大陸だなどの問題につきましても、御承知かと思ひますが、昨年また新しい考え

方が出てきたわけでございます。と申しますのは、従来大陸だなどは大体等深線二百メートルまでの沿岸海底を大陸だにする、しかし一部の国は、それよりも深いところでも、技術開発能力があれば自国の大陸だとして宣言してもよろしいという大陸だの考えがあつたわけでございます。

ところが、この大陸だの考え方につきましては、世界の国々から二つの批判が出てまいりました。一つは、それでは大洋の海底というものは先進国に専有されてしまふのではないかと、このことから反対が出てまいりました。それからまた、二百メートルの等深線ということをやりますと、アフリカの西海岸、それから南米の西海岸の国々では、海洋から海底が急斜面で大洋底へ落ち込んでおりますので、ごくわずかのところしかない、したがつて、そのような深さで大陸だというものを規定するよりも、距岸距離、岸からの距離で規定したほうがよろしいというような反対意見等がございまして、大陸だな条約ができておる、かつ批准国も逐次ふえておりますが、このところではちよつと停滞したような形でございます。

それで、それを打開するために、昨年五月に、米国のニクソン大統領から、大陸だなど大洋底の間に国際信託海底を設けようではないかと、新しい提案が行なわれました。これでは等深線二百メートル以深のところは、先進国といへども放棄をしようではないかということ。それから先、この国際信託海底が公海と接するところをどうするかという問題が出てまいりました。この議論を新しくやる段階になつてきたわけでございます。したがつて、現状では、この大陸だというものを批准するとか批准しないとかいうことではなく、新しい考え方も入れてわが国がどのような方針を打ち出すかという事態を迎えていると考えております。

○木原委員 なかなかこれは複雑な問題で、ここで私がお伺ひして結論の出るような性格のものでありまうけれども、そうしますと、そういう

新しい考え方を入れながら、大陸だん問題については政府としても近い将来に一定の——不動のとは申しませんが——方針は策定をして出す、こういう段階だと理解してよろしいでしょうか。

○石倉政府委員 ただいまの御質問でございいますけれども、このニクソン提案の国際信託海底を含む考え、この問題をどうするかということ、国連の海底平和利用委員会が拡大会議を持って検討するということなどございいますので、政府といたしましては、少なくともその委員会に對して国としてどういう態度をとるかということ、早急に詰めるなければならない状況にあるというように伺っております。

○木原委員 それでは、この辺で終わりたいと思いますが、ただひとつ御要望を申し上げておきたいと思ひます。審議会が新しく改組をして発展をする、たいへん意欲的なことだと思ひますので、一つは、せっかくの機会ですから、先ほど来申し上げましたように、海洋開発についてのきちんとした国の政策の方向、こういうものをやはりすみやかに確立してもらいたい、これがまず第一点です。それから、この際に何よりも平和利用という側面を、これまたひとつきちんとした方向で打ち出してもらいたい、こういうことです。それから、審議会のメンバー等についても、ありていに申しまして、政治的なしは経済的なしものつかない——すぐれた技術者がたくさんいるわけですから、そういう方たちを包含しながら、ひとつつりつばな人選をして、少なくとも国の政策が一步でも二歩でも前進をするような、そういう構成でやつてもらいたい。こういう要望を申し上げておきたいと思ひます。

いろいろとお伺いをしましたけれども、私もいろいろと意を尽きさせられけれども、ひとつ審議会がそういう形で運営されるように希望いたします。質問を終わりたいと思ひます。

○天野委員長 鬼木勝利君。

○鬼木委員 山中長官にお目にかかりました。きょうは本会議もございいますので、その程度

でひとつきょうは御無礼したいと思います。

今度の設置法の一部改正で、三点あるようでございますが、まず、総理府の附属機関として国立の公文書館を設置する、たいへんけっこうなことだと思ひます。提案理由の説明の中にも「国立公文書館の設置については、かねてから各方面より強く要請されておりました」と、このように説明がございしますが、これは私はいふん長いことではないかと思ひます。公文書館の設立ということに対しては、政府は今日まで非常に消極的であつたと私は解釈せざるを得ないと思ひます。今回山中長官の非常な御熱心な意欲によってこういうことになつてきたのではないかと私は思ひます。昭和三十四年十一月に學術會議会長から勧告を受けておつた。しかるに今日まで延引をしておつた。ところがこの説明には、かねてより各方面より強く要請されておつた——かねてでなくして十年以上も前からこういうお話はあるとおる。いかなる理由によつてこのように延引したか、しかも各国、もう八十カ国からつりつばな公文書館ができておるにもかかわらずです。そういう点について、まず長官の御見解を承りたいと思ひます。

○山中長官 これは確かにおくれ過ぎておると私も思ひます。予算だつて三十九年から一億つき始めてやつと完成の域に到達するわけでありまして、いかにゆつくりしたペースだと私も思ひます。ただこれは、日本をつくり出す場合に、関係各省のいろいろな文書その他が、うっかりすると倉庫みたいなところにほうり込まれておるような現状なんかもあります。そういうものの整理等の調査、特にただいま御指摘になりましたように、おおむね世界の歴史の長い国家はほとんど、あるいは先進国家はほとんど、そういうものをみな持つておるというふうなことの調査、そういうもの等も必要でございします。であります。完成が今日までおくれしているということは、歴史の長い国家としてはたいへん立ちおくれた行政であつたという点は認めざるを得ないと思ひま

す。

○鬼木委員 私はこの問題についていろいろ勉強させていただいたのでございしますが、東京教育大学の和歌山という先生も、この公文書館の発足に對して新聞発表をしていらつしやるようでございします。昭和三十四年十一月にこういう勧告が出ておる。ようやく今日竹橋の近くの美術館の隣に近代的な公文書館ができるようになった。まことに欣快にたえぬというふうな意見が新聞紙上に発表されておるようでございします。

大体、公文書館というもののについて、過去におけるところの予算を私は一べついたしまして、いま長官がおっしゃつたようにまことに微々たるものであつて、ほとんどこれの保存ということには国自体が放置しておる、各省でかつてこれを保存しておる、こういう政府としての姿勢が私はどうしても納得がいかないのです。しかもいま長官が、各国を調査した、こうおっしゃつておるけれども、あんなこと調査しなかつた、各国にあることはわかつておるのですから、見に行つて確かめなかつたのであるというのではわかつておる。それがなぜ今日までそういうことに対してう少し真剣に取り組まなかつたか、その点についてもう一度、どういう理由でそういうことになつたのか、ただいま長官の御答弁——長官を責めるわけではありませんが、あなたが十年も二十年も長官をなさつておつたわけではないんだから、あなたを責めるわけではございしません、どういう理由であつたのか、こういう大事な公文書を放置しておつたその理由、根拠について長官の御見解を承りたい。

○山中長官 これは率直に言つて、長い歴史を持ち、しかも現在は近代国家である日本が、そういう諸外国に比してまず自覚が少なかつた、そういうそれに対する対策が立ちおくれしたということとは事実だろと思ひます。私も就任してすぐ、宮中の敷地内をお借りしております内閣文庫に行つてみました。まことに日本の、長い歴史を持つ国の古文書等を保存するものとしてお粗末き

わまるところに、そういう状態のまま推移しておる、まことに遺憾なことだと私は思ひました。

そこで、幸ひにして、結果的には一応これが七月一日から発足できる運びになりましたので、今日までの立ちおくれについては弁解の余地はないと思ひますが、しかし、これからつくるものについてはいふん内容のものにしなければなりません。私も和歌山先生とは友だちでもありません。また歴史学界の方々とも直接お会いいたしまして、専門の方々の運営その他の御議論も十分承つております。またその新聞に書かれました内容も、私もまた別便で、とくと見ろということでも送りいただきました。先生の御意見も私もわかり、和歌山先生の御意見もわかつておるつもりでございします。また政府としては、なるべくそういう趣旨を取り入れたものにしたいと思ひておりますので、今後のあり方等についての問題に十分手落ちのないようにしていかなければならない、そしておくれもやはり取り戻していきたいと思います、和歌山教授がその中に述べておられるように、諸外国の歴史学者が日本に来て国立公文書館を見せろと言つたら、恥ずかしくて顔から火の出る思いをしたという表現であつたかと思ひますが、これは恥ずかしいのは国だと思ひますが、これはその意味で、できまづ以上は、恥ずかしいくない、諸外国に劣らないりつばなものに急速に整備したいと念願をしております。

○鬼木委員 長官のおっしゃることは大体さうだらうと思ひますが、そこで、四十六年の七月から出発する、そのようにございしますが、建物はまことにりつばなものができた、しかし一体これをどうして運営していくかという、いわゆる国立公文書館の将来に対するビジョンというか、そういうことが一切説明がない。先般から総理府のえらい人を呼んでいろいろお話を聞きましたけれども、そういう将来のことに對しては何もない。あつてもわかれぬけれども説明してくれない、聞いて追つてお尋ねいたしますが、将来に對するこ

ろのビジョン、たとえていいますならば、どういうふうな運営していくかという点について大綱を長官御説明願いたい。なおまた、詳細はこまかくお尋ねしたいと思ひますけれども、一切そういう点がつまづきかねない。総理府の役人を呼んで聞きたいけれども、非常に不親切きわまりない。長官はなかなか御親切で温情があります。どうもそういう点が私は不満。長官、どうぞその点を……。

○山中国務大臣 これは御理解願いたいと思ひますが、それはでな、ここで政策を樹立して、立案して何かをやるというものではありせんので、たいへんその意味ではじみな仕事に属するものだと思いますが、しかし近代国家であつて、しかも歴史が長い国である日本がどのような国立公文書館を持つか、これは諸外国から見ても専門の方々には興味のあることでありましょし、もちろん国としても、それらしきものにふさわしいものをつくらなければならぬと考えております。したがつてそれらの運用についても、これは当然、まず資料の収集、保存、あるいはそれらの分類、それを利用するさへ、あるいは公開の原則、そういうようなもの等に従つていかなければならぬと思ひますが、高度の近代技術を行つてマイクロ化したなどの作業等も取り入れながら、やはり利用するに際し、ただ保存されているだけでなく、それが各省庁の今後の行政の上にも、どういう歴史があつていまのわれわれの行政があるかというふうな問題に、次への新しい発展の場合に、公文書館自体は指図しませんが、公文書館に問ひ合はせをした場合に、直ちにその回答資料がもらえるというようにしたいし、また国際的な交流というふうなことを将来考へていくべきものであらうと思つておるわけでございします。

○鬼木委員 私のお尋ねしましたのは、いまは長官の抽象的な御答弁でございましたが、個々にわたつてお尋ねしたいと思ひます。この説明にも少しあるようですが、各省庁から移管を受けた公文書類を保存、整理する。そうします

と、移管を受けないところの公文書類は各省でかつてに保存をするのか。むろん、それは公文書類に公部収集するということになる、各省がいささか不便な点もあるいはあるかもしれぬ、そういう点を私もや承ることはできるのですが、そこに何らかの基準があつてしかるべきだと思ひます。もしもそういうことで、各省庁からの移管を受けた公文書類ということになるならば、これは公文書館が国の大事な公文書類を永久保存しようというたてまえからした場合に一步後退であり、一步譲つた形に私はなると思ひます。だつたら各省がこれは出すな出すな、こういうことになつた場合に、何らそこに基準がない。何も総理府が頭から命令的にばつぱつとやれと申しておるのではないけれども、ここに何かはつきりした基準が私には必要だと思ひます。そうしないと、各省はかつてに出さないということになれば、これはぜひ公文書館に必要だ、ここへ置いておかなければならぬ、また学界方面その他からもぜひそれがほしいといわれども、各省から移管を受けなければ、公文書類にこれを収集することができないという不便がある、そういう点が非常に政府が消極的だと思ひます。何も権限を行使しろと私には言つてゐるのじゃありませんけれども、本質的な立場から考へた場合に、公文書類の設立趣旨、その使命から考へた場合に、いささかこれは消極的ではないか、こういうふうには考へますが、長官いかがでしょうか。

○山中国務大臣 これはもう全部どうぞ移管いたしますという役所もあるでしよし、中には、外務省あたりは、永久収集なんという書類も私の知つてゐる範囲内ではあり得ると思ひます。ですから、役所ごとによりいろいろとそういう意味の扱い方の違いがあると思ひますが、しかし部外収集なら部外収集というふうな問題で、じゃあ何年たつたら部外収集でなくなるのかというふうな問題は、まさにおっしゃるとおり公文書類ができましたのを機会に、できまふならば、そういう部外収集であつても何年たつたらそれは移すのだ、あるいは永久

秘であつてもこれを公文書類に何年くらいたつたら移してしまふべきものである、諸外国の例その他もございしまふから、そういうものを十分念頭においていかなければならぬことだと思ひます。また、公文書類は原則として公開でありますから、全部どんな資料でもオープンにするのが、全部オープンにされては困るのだという役所も出てくると思ひます。ですから、一応はいま先におつしやつたような運営方針ということで出発をいたしますが、しかし、やはりいま言われたようなこころい書類は、各省お家の事情もあるだらうけれども、出しなさいというふうな基準を当然つくらざるを得ないだらうと思つてゐる次第でございします。

○鬼木委員 その点は大変と私と同感でございまして、まことに私も満足いたします。ところが、だんだんお話を聞いておりますと、全貌がつかぬがら出てまいりましたが、この公文書類の保存については、集中的に保全、管理を行なうなど手厚い措置を講じて外国はやつてゐる、しかし、わが国にはそういう施設がないから、そこで公文書類を設置してここへ収集するのだ、こういうことが表に出ていますが、ウエイトは一体どこにおいてあるのか。保存するということも、これは非常に大事なことでございしますけれども、公文書類の保存というところにウエイトを置いて、倉庫化するような考え方がむしろあり得るであらう、これは私にはとんでもない間違ひだと思ひます。「これに關連する調査研究及び事業を行なう」、こういうふうな調査研究及び事業を行なう、これは、調査研究機関といふことが非常にウエイトが大きくならなければならぬ、かように感じておりますが、そういう点については、いま長官もおつしやつたからお説いただいておると思ひますが、世界の学者連中、東大の小西という教授や先生方も、あくまでこれは調査研究ということが重大なるウエイトを占めてゐるのだ、こういう意見を発表しておられる。これが倉庫化するようであつたら、単なる図書館みたいな、ただ保存しておけば

いい、そして公開してみんなが読めばいいのだというふうなことで、どうも公文書類の設立の趣旨に私はもとむと思ひます。あくまでその点について、はつきりした見解を長官はこの際國民に知らせたいだきたい。いやしくも国立でございしますから、保存に主体を置くのか研究調査に主体を置くのか。そういう大事なものであるからこれを保存するのだ、これなら理屈はわかるので、だけれども、これを全部国で大事に保存する、そして研究もさせる、研究のために保存するのであるか、その点をはつきりひとつ御見解をいただきたい。

○山中国務大臣 これはいまお話しがあつたとおりで、保存とか閲覧とか、あるいはいろいろな分析整理、それから利用のためのサービス、こういうことをやるわけでありまふから、そういうことをさらに合理的に、あるいは科学的な分析等も加えてどのようなことが一番能率的であり、効率的であるかの研究、これは続けなければならぬと、それが、ただ公文書類が研究機関であるといふと、それは何を研究するのだといふので、――図書館みたいなただ書類を集める場所であつてはならない、これはよくわかります。利用価値の高いものでなければならぬ。しかし、研究機関といつても、そこではまた新しい公文書類を何か研究してつくり出すわけではございせんので、研究機関の意味が、あるいは取り違へを私もいたしておるかと思ひますが、いま言つたような業務に対する調査研究といふものは絶えずやらなければならぬだらうと思つておる次第です。

○鬼木委員 いや、だから私は、何もことばじりをとるわけじゃありませんけれども、この趣旨説明なんかを拝見しましても、「各省庁から移管を受けた公文書類を整理し、保存するとともに、これを閲覧に供する」などその幅広い活用をはかり、あわせて、「あわせて」ところがあるので、つたつたで、「あわせて、これに關連する調査研究及び事業を行なう」ころありますので、私どもがこれを拝見した場合には、どうもその点が納

得がいけないような気持ちです。これは日本の歴史学上の問題からいたしても重要な参考書類も私は多いと思う。あるいは考古学的な面から考えてもですね。そういう点からして、まあなく一般の国民、学者はこれを要望しておるのですよ。その点を私は長官にはつきり申し上げたのであって、何も公文書館そのものが研究機関だといふのじゃなくして、内容の運営を私は申し上げておる。その点長官まだ私の意思が通じませんか。

○山中國務大臣 わかりました。通じました。「あわせて」とあつて、趣旨説明ではつげたりであるということですが、まあそり意識して使つたのだことばじゃないので、男と女と合わせれば夫婦といふことですから、これはどっちが大切といふものでありませんので、ただことばをそりいふふうに使つただけで、法律用語としては、第十一条に「国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これらに関連する」——「ともに」となっているのです。

「これに關連する調査研究及び事業を行ない、あわせて——今度は「あわせて」ですね。「あわせて」——総理府の所管行政に關し圖書の管理を行なう機關とする。」、かういふことでありますから、私の趣旨説明の文章というものが少し実態に合わなかつたと言われればそれまででございますが、決してそれをつけたりと考えておるわけではございません。並列でございます。

○鬼木義員 私も、意思が通じたと言われるからこれ以上言うことはないが、前もって、ことばに上りをとるわけではないということをはっきり申し上げておる。だから「あわせて」ということになると、どうもつけたりのような感じがしないでもない。いささかこれは表現がどうかと思うという点を申し上げたのであつて、はっきり長官のいまの御説明で私もわかりました。

そこで、この問題をずっと論究していきたいと思いますが、公文書館の運営機構あるいは組織についてでございますが、先ほど長官が、世界各国

から立ちおくれておけることは事実だ、認める、こ
う仰せになっておりましたが、將來は各国の公文
書館にも遜色のないように、その機能を十分發揮
していただくかなければならないのでありますが、
これは、私は運営の妙にあると思うのですね。そ
こで、どのようにして運営していけるか。あと
でも申し上げますが、人員は三千八名集め
るんだというような話を簡単に聞きましたが、
小西教授あるいは和歌森教授も、その点について
強く論究されておるようですが、一体どの
ようにこれを運営していけるのか、その点につ
いて御答弁願いたいと思います。

○山中国務大臣　これは三十八名という定員でいたしますと、なかなか格づけが困難であります。しかし、国立公文書館という格づけは非常に高いものでなければなりません。そこらのところは予算のときにもいろいろと議論をしたわけでありますが、人多きがゆえに格が高いわけでもありませんので、やはり国立公文書館としてふさわしい格づけとして、八条機関ということで、みなしごみ

たいな存在にならないようにきちんと位置づけをいたしました。それに従って、館長はもちろんですが、庶務課、公文書課、内閣文庫というところで、いままですり内閣文庫のほうもやはりその中の大きな柱として引き継いでいくということとでございまして、諸外国に立ちおかれておりますが、人員がそうよい最初から要るわけでもございませんで、将来は充実の必要もあらうと思ひ

ますが、現在はこの程度の陣容で発足しても、八条機関としてのきちんとした機関でございますのので、そうおかしな存在ではないと考えておるわけでございます。

○鬼木委員　長官は説明がなかなか巧みで、そして抽象的で、私はそういうことにはあまり満足できないのです。たとえば——これはたとえばですよ。これはこうせよと私が申し上げているわけで

はない。また私がせよと言つても、すぐあなたにすなおに聞かれる方でもないが、たとえて言うならば、この公文書館をスムーズに運営していくかは

め、将来運営委員というよりな、あるいは運営委員会というものでもおつくりになるようなお考えがあるかないか。これとても、あなたはつくとと言ったじゃないか、私はそんなことは言いませんよ、これはたとえばの語なんだから。軽い気持ちで、どういふふうに運営していこうか、あなたの脳中にある秘策、ビジョンがありましたら、ちよつとお漏らし願いたいと思います。そうしなれば、ただこのまままで人間を三十八名集めたから、それは八条機関でしつかりしているとおっしゃ

るけれども、そういうものをしろうとばかりがうようよしなつて何にもなりはしない。ただ人間だけそろつたつて——いやこれはまだどなたがおいでになるかわからぬから、何もそういう皆さんを私はどうだこうだ言っているのじゃないけれども、たとえばの話、だからその内容はどういうようなことをなさるのか、私はこれは相当高度な組織、機構でなければならぬと思うのですよ。その点どうでしょうか。

○山中国務大臣　歴史学界とかあるいは和歌森教

授のそういう新聞の意見発表、公的な開陳といふものの中にも、そういう運営機関をつくれといふ御意見の提言等がございます。これはやはり謙虚に耳を傾けて、どのようなものがそれになじむものであるかどうか考えなければならぬと思います。が、現在のところは運営委員会みたいなものをつつくるというこの前の段階でございまして、まず何よりもそういう各省ばらばらの文書というもの

をどのようにな体系立てて収集し保存するかというところが手始めの仕事でございます。それらをどういうするかについては、これから先の検討課題というところでございまして、初めからそういう委員会等をつくって出発するということまではまだ話めておりません。

○鬼木委員　そうだろうと思いますが、私が申し上げておるのは、ただ建物を建てて、じゃこれで

出発するのだ、みんな承知せよ、人間は三十八名用意したぞ、これでは私どもとしても困る。冒頭に私が申し上げましたように、将来のビジョ

ンは少なくともこういうことを考えておるとか、あるいはこういう姿にしたいとかいうよりなことはあつてしかるべきだと思ふのですよ。ただ建物を建てた、人間だけ集めて、入れといつて、入つて何をするのか、どういふことをやるのか。これは個人の家庭においてだつて私はそうだと思ふのです。ですから、将来のビジョンについてどういふふうなお考えがあるのかなのか、そういう点を順を追つていまお尋ねしておるわけなんです。いま長官は、まず建物を建ててそういう形をつく

ることが大事だ。むしろそうでしやる。こればかりがなければ末はないのですから、これが一番大事だと思えますけれども、あすのことややはり私は考えてほしいのです。あすはどうなるのだ。いわゆる将来ということも、責任者である長官ならば、おれはこういう考えを持っている、おれの考えはどうだろうというくらいなことを、山中長官ともある方が、卓越した識見はおありのはずなんだから、そういうことをお尋ねしておるのですよ。先ほど申しましたように、調査研究というよ

うな点も、非常な大きなウエートを占めておりますので、長官も諸外国の公文書館なんかも調査したと仰せになっておるが、三十八名集める、一体と云う人を集めるのか。アメリカあたりでは、こういういふ専従職員の方は、保管官とかあるいは記録官というよりな格づけをして、そして考古学あるいは歴史学というようにものに通じた専門家をそろえておるといふようなことも聞いております。

だから三十八名という方をお集めになるというのだが、一体どういう方をおそろえになるつもりか。ただ単に配置がえて人員をそろえるだけで、各省からあちこちから連れてくるとか、あるいは總理府内でプールして入れかえるとか、そういう人をそろえるだけで能事足れりというようないう方、これは公文書館そのものを軽視したやり方だと私は思う。これに対して長官のお考えは

どういふお考えであるのか。

先ほども申しましたように、これは図書館あたりの司書とは意味が違ひのだから。そこへ並

んでおられるえらい方は皆よく御承知で釈迦に説法だと思ふのですけれども、図書館の司書とは全然意味が違ふ。それを図書館の司書みたような——司書が悪いと言っているのじゃない、分野が違ふ。職能が違ふ。図書館の司書もりっぱな方々ばかりでしょう。何も私は図書館の司書をどうだこうだと言っているのじゃない。だけれども、全然性質が違ふということを私は申し上げておる。そういう点はよくおわかりあつてなさるのであるか。その三十八名の方のいかんによつては私は異論がある。そんな安易な考えでも持つておられたらとんでもない。どうでしょう長官。

○山中国務大臣 ますはつきりしておりますことは、いまの内閣文庫ですね、この人たちは長年のそういう練達の士でありますから、公務員でありますけれどもや特殊な能力を持つておる諸君であります。これは内閣文庫長といふものものと一応柱が立ちますので、これらの人たちはそのまゝ仕事をしてもらうことになると思ひますが、残りについては、最初はまず各省からいろいろ書類その他を集めてきて、それを整理して系統立ててという作業が当分続くだろうと思ふのです。でありますので、いまのところは、やはり公務員の身分たるべき者といふものが現在の三十八名で占められるといふふうにお考えいただく以外にはない。最初から頭でかちのものをつくつてみて、いまのところ内容がそれに伴わないといふことでございますから、これは逐次整備されていくことに、政府も国会もともにつとめていくべきことであらうと思ひますから、将来はそういう諸外国の最も望ましい形態といふものをそれぞれとりにながら、わが国のりっぱな政府立のものであるにふさわしいものにした。もちろん、各省に置かれてゐるような国会図書館の支部みたいな程度のもとは全然考えておりません。これは格が違ふ、質が違ふ、またそういう重みが違ふという意味で、私も御趣旨には同感でございます。

○鬼木委員 創設したばかりでいまから出発するのであるから、体系ばかり整えても頭でっかちで内容が伴わないといふのはよくわかります。まさにそのとおりだと思ふ。いま段階的にやつていく、逐次諸外国の例にならつてやつていくというふうなお話がございます。たので、その点は承知いたしますが、私が最初申し上げたように、将来はこのように考へておるといふビジョンをいまお聞きしておるのであつて、いま直ちにやれと言つてゐるわけでもない、そういう点も偶然よくあなたと話が一致してゐるのだが、最後まで一致するかどうかそれはわからぬが、単に、この趣旨説明にも書いてありますように、国の政治、経済、社会、文化等の各分野における貴重なところの資料、この事務処理の便宜のためにまず三十八名を置いておくのだというふうに当分は理解してよろこびますか。

○山中国務大臣 最初はやむを得ずという出発にならうかと思ひます。しかしわが国は二面性を持つておりまして、非常に長い歴史を持つておる国であるといふことの特徴と、半面、近代国家になつてそういう公文書類等が整備されてきた。いわゆる太政官令等から始まつた歴史は僅々百年余りであるといふ、また非常に浅い近代国家としての国家形態の歴史が半面あるわけあります。ですから日本の場合には、それらの二面性を踏まえて、独特の、ユニークな国立公文書館というものを将来なるであらうと思ひます。またそれにしなればならぬ。諸外国も、そういう古い封建時代の歴史の長い日本と、近代国家になつて急速に国家形態が整つたあとの日本の伸長ぶりといふものに対しては注目をしてゐるところでありますから、公文書館等のそういうような分類のしかた等についても、日本はしつて特徴のあるものにしていきたい。これはやはり諸外国からも日本の公文書館を見たいというふうな希望者が来るような内容にしなければならぬと思ふのです。しかし、さしたる来年度の四十六年度予算でまとまりました内容といふものでは、まず何年がかりかで建物をつくつて、そして今度はそれを運用する人たちを、まず最初の仕事始めとして三十八名

といふものが置かれたといふことでありますから、これは永久に三十八名でやつていくといふものではございませんので、四十六年度において出発は三十八名で出発をいたしますといふことでございまして、これからやはり、ただいま申し上げましたような日本の独特のりっぱな公文書館をつくり上げることに、人員、予算、内容ともに努力を傾けていくべき事柄であらうと思ひわけでありま。

○鬼木委員 だから私がもうよく申し上げておる通りに、こうした公文書館というふうなものをつくつて、いまから出発するのだ。でございまして、そういう点を、将来はこうしていくのだ、将来はこういふふうになつていくぞというふうなことを親切に教えていただかなければ、われわれが審議する上において非常に不便を感じるのです。そのために政府委員や調査員なんかのえらい役人がいるのに、そこへずつと並んでゐるだけでは、これは意味をなさない。国会で審議をしていただくといふならば、もう少し、このように考へておきますので十分ひとつ御検討をお願いしたいという親切がなければいけない。長官はまことに微に入り細にわたつて御説明になつておる。雄将のもとに弱卒なしといふけれども、弱卒ばかりではなはだけしからぬ。

先ほど長官がおっしゃつたから、もうこれは蛇足かもしれませんが、小西教授がおっしゃつておるのです。「いざ建物ができて、さてこれをどう運営して行くのか、その点についてまだよくきまつていないやうである。国立公文書館といふのは、政府機関の公文書類を、整理・保管し、原則としてこれを公開する任務を持つものである。図書館・博物館と三位一体をなす文化機関である。こういふふうなことが出ておる。だからやはり、ただ建物ができてどうだといふことでなくして、いまだだん長官の御所見をお伺いしまして将来性もはつきりわかるやうになつてまいりました。が、図書館があるいは博物館と三位一体となる、こういう各方面の希望もあるやうでござい

ますが、そういう点もお考へになつて将来はこういふふうになつていきたいといふ何か腹案でもございしますか。そういう点についてもちよつと長官の御見解を承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 私共が事務局に答弁いたさせませんのは、鬼木先生の高邁なる内容の御質問に対して、やはり責任ある閣僚大臣たる私が答弁するのがよからうと考えて、小さい問題まで御答弁をいたしておるわけでございますので、その点は、尊重をいたしまして答弁をしておるということに御理解をお願いしたいと思います。なお、私がこまかな問題で御答弁いたしかねるときは事務局に答弁をお許しをお願いしたいと思います。

ただいまの、これは個人の御意見でございますから、三位一体という表現でもけっこうでありますし、また三本柱という意味でもけっこうであります。要するに、そういう相互の間の有機的な国としての関連も持つて運営していかなければならぬという御提言だろふと思ふのです。これは当然そうなることだと思ひます。現在では国会図書館にのみ保存されておる分野のもの、あるいは博物館でなければならぬようなもの等、国立公文書館ができれば公文書館のほうに系統立つておさめられるべきが正しい古文書等が存在しておると思ひますから、それらは当然、国の名において、よく相談をいたしながら、ばらばらでないやうな運営といふものがなされなければならぬと私も考へる次第でございます。

○鬼木委員 別に私は高邁な考へを持つておるのじゃないのですが、おほめのことはをいたしたい、まことにうれしく感じますが、決して高邁な考へを持つておりませんので、いろいろお尋ねしております。

今回の三十八名の人員の措置については大体わかりましたが、これもいま直ちにどうといふことじやないかと思ひますが、一般が心配しておりますのは、館長は一体どういふふうにしておきめるのか、これはいますぐだれだ、というふうなことを聞いているのじやありません。大

臣級とか次官級とか局長級とかいろいろあると思うのですが、館長の人選については一体どういってお考えを持っておられるのか。学界もそうでございますが、国民がこういふ点に注目をいたしておられますのは、過去においてもよく——これも表現、ことばが悪いかもしれませんが。次官の古手とか、ことばが悪い過ぎであれば取り消します。が、率直に申し上げまして、そういう古手のいわば世俗で言っておりますおぼろげと山というように、ことに公文書館が利用されるというよりなことになる、これはとんでもないことだと私は思うのです。そうではなくして、あくまで国民の期待に沿って、専門家の望々たる、だれが見ても納得のできる、優秀な、新進気鋭な、斯界のオーソリティーという方々を館長にすべきだ。その点先生方の意見も、新聞にはつきり載っておりますから、別に私が言うというわけでもないのです。粗略な人事で、古い事務次官級のおぼろげと山の一つにすることなどまさかあるまいとは思いますが、やはり念を押しておきたい、こういうことなんでしょう。これは、山中長官はまさかそんなことはありやしないと思うのですが、しかしおれがやるのじゃないとおっしゃるかもしれないけれども……。そういう点を、私もむろんそうでございます。すけれども、学界あるいは国民大衆が非常に危惧いたしておりますので、私がこれを代弁したにすぎないのですが、しかし、私自身もその点は断じてそういうことがあつてはならない、かように存じております。これとても将来のこと、いま直ちにどうということじゃない。将来おれはそうように考えておる、全く同感だ、そうおっしゃると思ひますが、どういふふうにおっしゃるか、一応お聞きしておきます。

○山中国務大臣 これは事務次官クラスの古手とかあら手とか、それはいろいろありましようが、問題は、事務次官をしておつた者が直ちに適任であるかどうかの問題だと思ふのです。じゃ、これはりっぱな人だからといって和歌森教授を館長に求めてくれませんかと言つたて、それはとても、教

育大学のりっぱな、そうそうたる名の通つた先生が、じゃおれが国立公文書館長になろうと言われはしないわけですから、これは実際には言うことはやすくして選ぶのはむずかしいと思ふのです。しかし、かつて役人であつたからといって、中には捨てたい人物もおるわけですね。うば捨てじゃなくて捨てたい人物もおる。ということは本人の人物の問題だと私は思ふ。役人であつて、どこかの事務次官をしておつたから、あれが遊んでおるから連れてくるというよりなことは、これはこの公文書館ではあつてはならない。私もそう思ひます。しかし、事務次官クラスの者であつた場合には絶対にだめだということとはちと——私としてはその人物がよろしければよろしいという気持ちでおりますので、お話もありましたが、私一人できめるわけではございません。当然総理まではいかなくとも官房とよく相談をして、国として選ぶにふさわしい人物であるかどうかは、先入観を持たずに話し合ひをして、白羽の矢を立てたいと考えております。

○鬼木委員 いや、私が申し上げたのもそのとおりであつて、だれが見たつてあの人ならば人物、手腕、力量、人格、識見が、こうみなが納得する方々というのを私は前提として申し上げておる。そういう点においては本質的にあなたのお考えと一緒だと思ふ。次官であつた大臣であつたがそれはかまいません。ただ養老院みたやうに便宜上その人の身の振り方のためにおぼろげと山——従来おぼろげと山といわれておる意味は、それは長官もおわりのはずで、そういうことになつてはならないということをみな危惧しておる。あなたのお考えと全く同じです。これは万人が納得すれば何も問題はないわけですね。それを納得しないのに、けんけんどうどうたる中で、そういうのを任命するやうなことが過去にあつたから、往々にして国会で問題になつたのだから、あまた下り人事とか情実人事だといふことがあつたのだから、そういう点をわれわれは非常に危惧しておるのであります。非常にたくみに長官はおつ

しゃつたけれども、結局私の考えと同じじゃないですか。だから、ことばの表現が非常にたくみにするなりと抜けていかれますけれども、もう一度その点をひとつはつきりしておかなければならないと思ひます。

○山中国務大臣 これは言い回しが微妙にならざるを得ないわけですね。学者の方を持つてきますというところをかりに私がここで明言したら、鬼木先生は満足されるとしても、じゃその学者はだれだということになれば、これは世間全部納得するといふ人はいないと思ふのです。かつて国立国会図書館の館長に金森先生なんというりっぱな人をいただいたこともありました。しかし最近、衆参両院の事務総長上りが交互に就任するというやうなことになるやうにも思ふのです。そのことがいゝ悪いは別であります。ですから、そういうことにならないやうに、その人はかつてはどういふ人であつたけれども、しかしそういう男はどんな——これは男女含めてでもいいですが、その人物がふさわしい人物であるか、このことは十分に判断をするつもりでございます。

○鬼木委員 それはあなたのおっしゃるやうに、百人が百人、十人が十人全部が賛成、みながいいということがあるがこれが最も理想ですけれども、それは多少の異論のある方もいる。これは世間一般の通例なんです。だから、おおむね筋の通つた、そして納得するやうな人事をやつていただくといふ私の真意がまだ御了解できませんか。いかがですか、長官。

○山中国務大臣 そういふつもりで人選をすることに私の段階ではいたしたいと思ひます。

○鬼木委員 これでようやく完全に意見が一致しましたので、長官はちよつと……。

そこで政府委員にお尋ねしますが、先ほど長官は、これは非常にじみな仕事だと仰せになった。むろんそのとおり。何もこれは表面に出たはなやかなお仕事ではありません。こつこつと、ししとして学究的にやつていく、これはほんとうにじみな仕事でございますけれども、重大な一面面を受

け持つており、しかも私は高度な仕事だと思つておるのです。そういう高度な仕事をなさる方は、いわゆる全生命を打ち込んでやつていたかなければならぬ、このように思つておるのですが、そういうやうな人々を——これは統計職員養成所を研修所にするとか、各省で養成、養成、研修、研修、間もなく研修が大学校というふうになるわけのわからぬことばかりやつておるやうだが、これはまあ、私があまりよくわけがわからぬといふことであつて、あなた方はよくわけがわかつておるのしょうが、そういう育成機関とか養成機関といふやうなことを将来何か計画しておられますか。先ほど、三十八名の者はいままで公文書なんかを整理しておつたやうな者を、多少の経験のある者をみな引つぱつてくるのだといふことを言つておられました。将来はそういう養成あるいは育成でもするやうなお考えでも何かあるのか。その点について……。

○柳川説明員 ただいまのところ、先ほど長官が御答弁いたしたとおりでございますが、将来専門家がどうしても必要になるという段階が当然来ると思つております。そういう段階がまいりました際は、そういう専門家を養成する組織なり機関なり、あるいはそういう手続といふものを進めてまいりたいと思つております。

○鬼木委員 そうしますと、これは非常にじみな仕事だ、しかも高度な仕事だといふことを先ほど長官が発言されたのですが、こうした公文書館に勤務する職員諸君に対して優遇措置は考へておられるのか。むろんそれは公務員法によつて、給与の問題だから人事院とかいろいろなことがあると思ひますが、総理府なのだから、あなたたちのお考えによつてはまたそれを検討すればいいのだから、そういう考えはあるかないか。じみな仕事だから陰のほうに置いておいて何も優遇しない、そういう点についてどういふふうにお考えか。これは将来のビジョンを聞いているのです、あなた方が何も言われないから、そういうお考えがあるのかないのか、どうですか。

○柳川説明員 ただいまのところ一般行政職の職員をもって充てる予定にいたしております。将来の問題につきましては、ちょっと即答いたしかねるわけでございますが、非常に高度の資格を持つ専門家をこれに充てるというようなときがまじりました際は、優遇措置というものを考えてまいりたいと思います。

○鬼木委員 将来考えたいということですね。いつ考えるかということをお尋ねします。これは議事録に残りますからね。そうしますと、この三十八名を大體あなた方は今度公文書館に集める、配置転換をするということですが、一応その構想はできておりますか。いまから三十八名をどこから持ってくるという計画ですか。一応本人にも当たって、内話でも得てやつておられるのか、これからそうされるのか、これから物色されるのか。その点大事なことだし、それによってまたあとからずつと私はお尋ねすることがあるから……。

○柳川説明員 先ほど長官が答弁いたしましたとおり、内閣文庫の關係につきましては、大體その職員が参る予定になっております。それから公文書課と庶務課等につきましては、これから考えてまいりたい、かように思っております。

○鬼木委員 そうしますと、仕事はじみだ、しかも除でこつこつとやらなければならぬ、何の優遇もないとすると、三十八名の方は喜んで参りますか。配置転換なんということで、自分の意思に染まないようなことを押さつけてやるつもりですか。しかも、先ほど長官は、将来は私がお尋ねしたように専門の知識を持った人と入れかえていくと言います。だから私が申し上げたように、保管官とか記録官という格づけでもする考えがあるかどうか、それに対する的確な答弁はありませんでした。それをそろえていきたいと言います。こうなりますと、いま公文書館に集めるという三十八名の方は、いわばつなぎであつて、当分来ておけ、またしばらくすると、今度はどこかへやられるということになりかねないと思うのです。そうすると、だれ

が喜んでそういうところに行くか。優遇もしない。そういう点については、あなた方はただ単なる命令でどこへ行け、ここへ行けと、本人の意思に反してでもやるつもりですか。そういうところが微妙なところなんですよ。そういう公文書の整理とか研究だとかを非常に興味を持って好んでいる方、趣味のある方は喜んで行かれるかもしれない。だけれども、あなた方は偉いからしつかり勉強もされたと思うが、総じてあんなうじまな仕事で、書物ばかりに朝から晩まで取り組むようなのはあまり好まないのです。私も大学時代なんかあまり勉強しなかつた。だからといって落第したわけではない。優秀な成績で出たが、勉強はあまりしなかつた。ですから専門的な、好きな、趣味のある人でなければ好んで行くわけではない。そうすると、三十八名の配置転換は一体どういふふうなことでやられるのでしょうか。半ば強制的にそこへ向けていかれるのですか。これはあなたをやかましく責めるのじゃないですよ。これは大事なことだから、どういふふうにお考えになっておられるのか。

○柳川説明員 大體庶務課の系列でございます。これは一般行政の附屬機關の庶務と大差ございません、というより全く同じと考えていいかもしれません。しかしながら、公文書課の系列でございますが、これは将来の公文書館の運営の中核をなしていく系列でございます。ここには、いま現在公文書館について経験のある職員はおりませんが、公文書行政につきまして相当の識見のある者を充てていきたいというふうにお考えしております。ただこれは人事の問題でございます。長官以下の御決定になるところでございますので、われわれとしてはそういうところを選定してまいりたいというふうにお考えしております。

○鬼木委員 すこぶる答弁が不徹底です。私が言っているのは、建物ができ、出発するんだ、人を入れるのだ、そういう抽象的なことではない。い。どのようにしていたしますか。じゃはつきりひとつお尋ねしましょう。その三十八名は、も

し各省からお探りになるというならば、その人員の配置は何省から何名、総理府から何名、そういう計画をひとつ出してください。おっしゃってください。本人に当たつておられるなら当たつておる、当たつておらないなら当たつておらない、これから当るなら当る。できなかつたらそれはどうします。あなた方は三十八名集めてやるんだ、それでわれわれにすみやかに賛成していただきたい。賛成はしたがいざ実際はできないというふうなことになつた場合はどうなるか。それを無理やりに、強制的に、本人の意思に反していやだというのを連れていくのか、押え込むのか、そういう点をお尋ねしておる。それでは出発はできぬじゃないですか。だから私はそれを言っているのです。あなた方がスムーズに出発ができるように私は協力しているのですよ。責めているように見えるけれどもさにあらず。その点もう一度お伺いします。

○柳川説明員 三十八名のうち二十六名は、総理府の既存の定員の振りかえでございます。それから十二名が新規増というところでございまして、二十六名につきましては、総理府の中から出すかあるいは各省に協力を依頼するか、そんなかつこうになると思ひますが、十二名の新規増につきましては、いろいろの分野から選考するというふうなかつこうになりまして、配置が済むと思うのでございまして。

それで、先ほどのお尋ねでございますが、強制的にあるいは無理やりというふうなことは決してないわけでございます。そういう識見のある者を配置するといふ考え方でございまして。

○鬼木委員 そうしますと、二十六名は総理府から操作をする、それは大體話についておりますか。

○柳川説明員 まだ検討中の段階でございます。

○鬼木委員 総理府の二十六名も検討中だ、新規増は十二名だ、そしてあなた方はこれを認めてくれ、賛成してくれ、まだ操作はできていない、入るべき人間の操作もできていない。むろん正式なことはできないでしょう。一応内諾だとかある

いは計画というものがまだできていない。この十二名の新規増という内容はどういふことですか。総定員法に關係なく、定員内においての新規増の操作ですか。これは行管のほうから割り当てとか振り当てというふうなことを言つておりました。行管のほうから割り当てとか振り当てということに對して私は問題がある。あなた方は行管のほうから振り当てられれば唯々諾々としてそれを採るのですか。いまあなたのおっしゃつたように、そういう公文書に對して識見のある、経験のある人だとおっしゃつておるが、そういう内容の検討もしないで、行管のほうから割り当てがくれば、はいと唯々諾々としてそれを受け取るのですか。その人自体をどうだこうだと私は言っているのじゃないやしません。そういう点はどういふふうになつてゐるのですか。

○柳川説明員 行政管理局の定員計画に従つたこれらの増員でございます。

○鬼木委員 いや、それは人員の配置とかあるいは総定員法の内において行管が全部にらみ合せて、ああやるんだ、こうやるんだ、それはわかっているのです。私がいま言つてゐるのだから。しかし個人個人、個々の人に対してはあなた方は検討しておるかというのです。あなたは先ほど、識見があり経験のある人を探るのだと言ひ、何も経験はない、識見もない、本人はいやだというのでも、行管のほうから十二名新規増だ、これを回すといへば、すぐそのまゝうのみにして採るのか、そういう点は——どちらでもいいですよ。私はどちらがいいとか悪いとか言つてゐるんじゃない。あなたたちがどういふふうにして操作されるのか、その点をお尋ねしておるのです。どうもはつきりしませんね。

○柳川説明員 この十二名は新規に採用できる職員でございます。したがしまして、どこから回つてどこの行政機關の者が来るかといふ種類の職員ではございません。

○鬼木委員 そうすると、行管のほうとしましては、公文書館にこれを回すのだ、この人は十分こ

ういう点に経験がある、こういう識見がある、それをよく見きわめて回すのですか。ただ数を合わせるために回すのですか。そういう点であつたら私は各省間の行政はばらばらだと思ふ。横の連絡が何もないと思ふ。その点をちよつとお尋ねしておきます。

○柳川説明員 ちよつと先生誤解していらつしやるのではないかとおもうのでございますが、この十二名は、各省の中から十二名採つてくるというところではございませんで、新規の増でございまして、したがつて新規職員として、そういう政府関係職員から選ぶというには拘束されずに採用することが出来る職員でございまして、それが十二名、こういうことでございまして。

○鬼木委員 だつたらなおさらだ。これから白紙の人を新規に採用する、総定員法内に触れないようにして新規にやるというのだったら、そういう人々をあなた方はよく検討した上で採用するの、かといふことを聞いています。

○柳川説明員 もちろんよく検討した上で採用したいと思ひます。

○鬼木委員 そうすると、総理府内の二十六名と、それから新規増の十二名の三十八名が、大体において当分の間はそれになれた人だ。新規の人は、あなた方が検討してこの人ならで可る、適材だ、こゝろ見きわめた人だ。一応当分はこのままでいけるという適材を集める、こゝろいふに理解してよろしうございませうか。

○柳川説明員 おつしやるとおりでございまして。

○鬼木委員 そうなりますと、今度は専門官を將來は置くといふことになつた場合に、そういう人たちはまた配置転換といふことになるのですか。そうすると当分は腰かけといふことになるわけだな、その点は。これははつきりしておかぬと、簡単にいきませんよ。

○柳川説明員 十分専門家になり得る素地のある者を選びたいと思つております。

○鬼木委員 なかなか調子がいいが、現実問題としてそういうことはできるかな。だつたらそういう

う人たちは、私が先ほど申しましたように、全生命を打ち込んで一生を通じてこゝでじつくり勉強していくといふような見込みのある人を三十八名集める、こゝろいふことだな。

○柳川説明員 先ほど御説明しましたとおり、公文書関係の職員が將來の公文書館の運用の中核をなすわけでございますので、これにつきましては十分そういう将来専門家になり得る素地を有し、しかも現在においても、経験はございせんが、相当程度の識見がある、ないしはそれに近い類の知識を有しておる、こゝろいふ人々を集めてまいりたいと思ひます。したがつて将来専門家といふよりなものができてまいつた際も、それらのものをむしろ指導していけるような形に育ち得る人々を採用してまいりたい、かゝるに考へております。

○鬼木委員 そうしますと、これはたいへんくどいようですけれども、どうも答弁が徹底せぬようだから私は申し上げておるのですが、そうすると、將來高度の専門官もどんどん置くといふような場合に、かりに本人の意思に反して、また配置転換で配置がえをばんぼんするといふようなことはやつてもらいたくないのです。本人の意思に反してですよ、いま採用している人を。だから私はさつき言つたように、養成機関でもつくるのか育成機関でもつくるのかと言つたら、あなたはそういうのはいま考へてないと言つたら、あなたはその人は將來この仕事には適材だ、將來伸びる人だ、そういうことを見きわめて採用する。新規十二名もやる。なお総理府関係もそういうふうによつていく。ところが専門官なんかをどんどん置くといふような場合にも、將來本人の意思に反して——ああそうですか、それじゃこゝろです、私は出ますといふ別ですが、本人の意思に反して、腰かけたような不安はない、このように理解していいんですかといふことなんです。最後にひとつ。

○柳川説明員 大体そういうふうな運営をしてまゐりたいと思ひます。ただ人事行政全般、国立公

文書館だけではなくて総理府全体の人事の問題もございまして、多少配置がえによつて動く者も將來できてくる、かゝるに思ひます。

○鬼木委員 どうも答弁がぼくのそれに沿わないな。まあしかし、いづれにしても將來それは配置転換もあり得るかもしれない。けれども本人が、あなたのおつしやるように、この人はこゝろいふ公文書の調査研究といふようなものに適材だ、非常に文化的な方面に興味を持つてゐる、自分はこゝで一生懸命やろうと思つておる、そういう人をあなたたちが集めた。ところが、その人の意思に反して、その配置転換とか配置がえといふことは將來あり得るかもしれない。あり得るかもしれないから私は尋ねてゐるのですがね。だけれども意思に反して、おりたいといふものを人員の配置の都合で出すようなことは將來ないよう、こゝろいふ点はよくひとつ考慮しておられるかといふことを聞いてゐるんです。もうこれ以上あなたに聞いていいが、いづれにしても、先ほどから私はくどく申し上げておるように、この公文書館といふものは、先ほど長官も、世界でも優秀な公文書館になるであらうと思ひます。——大体、なるであらうといふのは私は気に入らぬ。優秀な公文書館になつたといふあれがあれはいけれども、なるであらうなといふ消極的な……。まあそれはいいが、建物も建てられていよいよ出発するといふのですから、公務員諸君も、国の重大な、重要な部面をわれわれは担当するんだといふ、非常な意欲と喜びと期待と希望を持つてやるように私はやつてもらいたいと思ひます。ただ単に三十八名の人員を集めればよいといふようなことでは、これははなはだよろしくない、こゝろいふことを申し上げておるのですよ。その点をおわかりですか。参事官。

○柳川説明員 先生の言われることに全く同感でございまして。

○鬼木委員 時間がだんだん差し迫つてきましたので、長官もおられませんで、公文書館の問題

については大体この程度にしておきまして、次に移りたいと思ふのです。

次に、今度は統計職員養成所を統計研修所に改めるといふ問題ですが、五十年の伝統と歴史を持つた統計職員養成所を統計研修所と改める、そのゆゑ、根拠ですね。養成所と研修所とはどう違うか。養成所は研修しないのか。どうも私もそういう点がわからぬですね。養成所と研修所はどうか。統計職員を養成する。何を養成するのだ。養成所では研修しないのか。そういうところにひとつ的確な説明をしてもらいたい。長官はいまお歸りになつたばかりでお疲れであればどなたでもけつこうです。

○山中国務大臣 これは何名前を変えなくたつてできないことではないと思ふのです。しかし実体がやはり時代の要請に沿つて単に統計職員の養成だけじゃないんだといふことであれば、それにふさわしい名前も必要であらうといふことでしたわけでありまして。各省がこぞつていま自治大学校とか警察大学校とか防衛大学校とかいろいろなものをつくつておられますが、これも統計大学校なんといふことでどうだといふような話も実は内輪ではしたわけですが、何もそういうような名前をつけたからといって、それが実体を伴うものじゃあるまいといふことで、さしあたり実務というものが拡大するといふことに従つて、それにふさわしい名前にとどめたといふだけのことでございまして、その格段に大きな変化と申しますか、これによつて必要のないものをつくつたといふことではないとお考へていただきたいと思います。

○鬼木委員 長官の御説明も、先ほどから申しますようにまことに常識的なお考へで、どうも私らびんときませんが、養成所を研修所にする。何も名前を変える必要はないと思ひけれどもこゝろいふうなお話でございまして、私がお尋ねしておるのは養成と研修とどう違うか。研修といふことは養成しないのか、養成といふことは研修しないのか、もう少しはつきり御説明願ひたいですね。そういうありきたりの常識問題でこゝろいふことを

おっしゃって、いまおっしゃる通りに、各省がこぞって大学だとか何とかがいつておる。そうすると養成所というのとは研修所というのとはどう違うのか。私も考えますならば、いま長官の、別にこれは長官にどうというわけではないけれども、間に落ちず語るに落ちるで、大学なんかつくつておるから、では研修所というのにしておいてこの次は大学にするこれは下地か、そういうふうな解釈していいか。他の省がみんな研修所、研修所、それがみんなしぼくすると大学校、大学校、大学というの大学令によってやらなければならぬから、校という字をつけて大学校、すこぶるこそくなことをやっておりますが、何がゆえにそういうことをしなければならぬかという的確な根拠、これを科学的に私は分析をしていただきたいと思ふ。長官いかがですか。

○山中国務大臣　ですから、私は各省がやっております安易なことは私自身が認めないで、新しい時代に対応するよう内容のものにふさわしい名前に変えたということです。ということは、統計職員養成所ですから、これは統計職員を、ほんとうに新規採用職員等の基礎技術の養成をする場所でございますから、今日ではすでに統計職員になっておる者も、あるいは統計に直接従事しないでも、統計を駆使するいろいろの科学技術その他が発達してまいりましたので、やはり全体の総合的な、統計職員の単なる技術者の養成というのとどまらず、その応用、利用あるいは管理システム、そういう問題等広く研修もしますが、養成ももちろんしていきますけれども、そういう意味ではもつと時代にふさわしい統計というものの養成機関をつくりたい、研修機関としたいということでございます。やはり統計というものはいままでわが国はあまり大切にしていなかったりもあつた。かといつて、私どもの国の統計は世界の統計の中で最も進んだ統計がなされておるわけでありまして、そのよう進んだ統計の実態を持ちながら、それを日本の行政の上に広範に利用していく面においてやや欠ける点がある、あるいは専門

の知識その他に欠けるために、応用その他において統計職員以外ではなかなかそういう分野についてはよくわからないということ、せつかくの新しい時代への対応をすべき姿勢が、世界に冠たる統計の実態を持っていないが利用されていかな。私は統計に非常に興味を持っております。しかし数字というものはものを言いません。しかし数字ほど雄弁に、それからもものを引き出していくことのできるものはまたございません。それがすなわち端的に統計をどのように活用するかということにかかっているのだらうと思ふ。ですから、統計というものは大いに国政の場で活用されなければなりません。単に数字がどうであるからというだけの集計発表にとどまるべきものなら、これも統計職員だけで結構でございます。けれども、統計というものはものを言わぬが、しかしそれをしつぱに活用するということにおいて数字を使うならば、統計というものはまことに興味のあるものであり、政治家はすべからず、その行政も含めて統計というものの価値を再認識すべきである、私自身はそういう信念を持っておりますので、この統計研修所というものは大いに役に立つものであるというふうに考えておるわけでございます。

○鬼木委員　統計も大事な役割を占めておるとは、長官がおっしゃる通りで、私も統計学は相当研究したことがありますが、よくわかりません。しかも今日の電子計算機の発達とかあるいは情報化社会の進展、ここに説明に書いてある。そこで、その統計の研修の需要が非常に拡大した、それはよくわかります。統計学がいかに大事であるかといふことは、それはもう私よくわかります。しかしながら、いままで統計職員の養成所であつたものを、もつと幅広く一般の職員に対して、これもわかりませんが、養成所を研修所にされた、だつたら私がお尋ねしたいのは、内容をどのようにお変えになつておるか、修業年限はどうだ、教科課程、カリキュラムはどうだ、研修後の身分

の位置づけはどうか、あるいは教授陣はどうだということ。そういうような前の養成所を研修所とするというが、名は体をあらわすといふますから、ただ名前だけ変わつて体は変わらない、それはおかしい。どのように変わつてどうなつた、このようにしました、統計学は今日非常に急速な発展をしておりますので、時代に即応してこのようにいたします、したがつて養成所を今度は研修所として、教授陣はこうだ、教科課程はこうだ、時間数はこうだ、収容人員はどうする、そういう説明は何もないでしよう。そういう点は内容はどういうふうに変わつておるか。皆さんの御説明を聞いておると、養成所よりも今度の研修所が一段高きにあるような受け取り方を私はします。だつたら内容はどのように高くなつておるか、カリキュラムの一端でも私はお聞きしたい。

○関戸政府委員　先生のたゞいまの御質問でございますが、ただいま長官が御説明申し上げました、養成所から研修所というふうな名称の変更することにつきましては、教科内容等の変更がなければ、ただ名前を変えただけじゃ意味がないじゃないか、こういうことだと思ふますが、私も現在、職員の養成所という名称によりまして統計職員を養成しておりますが、国の行政機関におります統計事務に従事しておる職員につきましては、特殊な技術的な訓練ということに重点を置いておりますので、一般的な統計の解析でございますとあるいは最近情報化社会になってまいりました、電算機によるシステムアナリストというような者につきましては、直接に統計職員をそのものずばりとして養成するのにはいささか広範な問題になりますので、主として統計技術を教へまして、その調査内容でありますとかあるいは調査の方法でありますとかいふような統計表作成の技術論というところが中心になつておりますが、研修所という形で、統計職員のみならず一般行政機関にも従事しております国の職員あるいはその他地方公共団体の職員に対しましては統計の研修を行なつて

いきたいということを考えました場合には、その

教科内容におきまして、やはり記述統計あるいは推測統計あるいはその解析、分析等の手段方法、もつとわかりやすく簡単なことばで申し上げますれば、でき上がった統計の見方あるいは利用のしかた等にもまで範囲を広げておるべきで、それがたいたい、このように考えております。それがただいま養成所から研修所へ変更いたします内容の一端でございます。

○鬼木委員　あなたいま立て板に水を流すようにスムーズに言われたが、では今度養成所から研修所に変つたその研修所の要覧、要綱といふものが、一覧表ができていますか。

○関戸政府委員　計画いたしております研修所の内容要覧という御質問でございますが、一応私どものほうで将来研修所という形になりました場合に教科内容をどういふふうに変更する、現在こゝういふことに重点を置いておるが、今回研修所に改まった場合に、どの点に重点を置いて強化してやつていくかということにつきましての一覧表を、後日作成して御提出申し上げたいと思ひます。

○鬼木委員　そういうのは、できてからつくつたのでは審議できないじゃないですか。あなた何を言つておるのですか。養成所を改めて研修所をこゝういふにつくります、カリキュラムはこゝうでございます、教授陣、修業年限はこゝうでございます、変つた部分はこゝうでございます、収容人員はこゝうでございますという一覧表を出して、このようになつておる。あなた、おかしいことを言いますね。きまつたらそれからつくりますなんてふざけたことを言うものじゃありませんよ。あなた何を言つておるのですか。はつきりしなさい。

○関戸政府委員　私の表現で非常に失礼いたしました、きまつたらということではございません、私どもがいま考えております、将来研修所においてはこゝういふことをやる、従来やつておりました養成所等におきましてはこゝういふことである、この一端を先ほど申し上げたわけでありまして、一応私も研修所になりました場合、先ほど

教科内容の一端を申し上げましたが、時間数その他におきましては、一応従来やっております時間数、あるいは月数等におきましては、従来も六カ月二回というのをやっておりますが、それらの大体の計画は、期間あるいは時間数等においては従来を踏襲いたしまして、統計一般の理論を研修いたしますカリキュラム等を時間数の中で割り振っております教科を付加する、こういう計画でまいりたい、このように考えております。

○鬼木委員 私はそんなことをぐじぐじ聞いてるんじゃないやしませんよ。今度の研修所はこういうふうによりやすという一覧表、要覧ができてるか、なぜそれを資料として出さないか、審議できないじゃないか。大体できておりますんであな言われるが、じゃわれわれはこれは大体審議して結論を出さなくていいですか。そういうあなたの答弁は、児童にひとしいような答弁で、横で長官は笑っておられるじゃないですか。

○関戸政府委員 先生御指摘の要覧、一覧表をつくりまして御審議を願いたいと思います。後日御提出いたしたいと思っております。

○鬼木委員 じゃ早速に資料として出してください。前の兼成所の場合の一覧と今度の研修所の一覧は——名は体をあらわす、名前だけ変えるようなことで、内容は何も変わらないというふうなことで、それは承知しろなんて言ったって、そんなこと承知できるはずはない。そんなことは三歳の童児でもわかるじゃないか。学校が一年進級して三年になった、ところが教科書は昔のままで、そんなばかな話があるわけはないでしょう。そんなことが通るわけはないでしょう。その点をひとつはっきりしてもらいたい。

○関戸政府委員 先生おっしゃるとおりでございますので、後日資料といたしまして、兼成所の内容と研修所になった場合の内容の違いを御提出したいと思っております。

○鬼木委員 それでは、まだいろいろお聞きしたいことがありますけれども、それを出していただければ、それによっておのずから内容を検討します

ので、それはそれとして、今度はその次に、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改める、こういうお話でございますが、先ほど長官にもお話し申し上げましたように、海洋開発がいかに大事なことであるかというところは異論のないところで、まさにそのとおりでございますが、海洋科学技術審議会というものが、いままで審議会をやられて、そしてどういふことを答申されたか、経過ですね、それをひとつ簡単に御話しを願いたい。

○石倉政府委員 御質問の海洋科学技術審議会は、昭和三十六年の五月に発足いたしました。これまで三つの諮問を受けて、それぞれ答申を出しております。

第一の諮問は、昭和三十六年七月十八日に「海洋科学技術の基本方針について」ということでございまして、この基本方針につきましては、これまでに三回答申がございまして、

第一次答申は、昭和三十八年六月七日に「海洋科学技術に関する総合調査研究計画」という形で出されております。この答申は、海洋開発をやり出すのに、まず海のことをつぶさに知らなければいかぬという立場から、一般の海洋の定期調査はどのようにあるべきかということ。それから第二は、水産関係の海洋調査研究をどのようにやるか。これは水産資源別にやるべきであるということ。第三は、沿岸の調査をやる。これは沿岸一般につきま

すところに対しては、その開発の参考になるような調査をやる。沿岸の開発は御承知のように、港湾とか漁港とか海岸保全とかあるわけでございます。そういう点についての総合調査が必要である。それから第四には、日本近海の深海でございますが、これらの総合調査をやっておく必要があるのではないか。三十六年ころには、御承知のように、深海にいろいろな新しい資源があるというふうなことがわかりましたし、あるいは深海を、現在ではあまり重視されておられませんけれども、危険なものの捨て場所にしようではないかという

ような考え方もあったものでございますから、とにかく日本近海があんな形に使われては困るというふうな意味から、深海の総合調査をやっておくというのがございまして、それから、日本の水産業に特に関連しまして特定水域、たとえば親潮海域とかあるいは黒潮海域、日本海というふうなところに対しての調査を実施いたしたい。それから、沿岸大陸棚の地形、地質を将来の大陸棚の開発の前提として調査する必要がある。またそれにあわせて、沿岸大陸棚には海底資源としてどのようなものがあるか、とにかく調査をやつて、海洋をよく知っておこうということがござい

ます。それから第二に、そのような調査を実施するために基本的な施設の整備をする必要があるということで、これを三つに分け、一つは洋上での調査関係をどのようにして強化していくか、それから第二には、陸上での調査の施設をどのように強化していくか、それから第三には、そのことから芽ばええたデータタイプでございますが、データタイプにいろいろな自動観測器をつけまして自動的に観測するものでございまして、このようなデータタイプの開発の必要があるというように答申いたしております。

それから基本方針の第二の答申としましては、昭和三十九年九月二十八日、「海洋科学技術に関する審議会体制および海洋科学技術に関する資料処理体制の確立強化」ということで、主として海洋科学技術を推進する上での各省庁の共同的な動きを強化する、その一環としまして、たとえば、文部省にございまして科学研究費、それから科学技術庁にございまして特別研究促進調整費、こういうふうな経費を使いまして、海洋科学技術に關しての総合的な調査研究推進体制を強化すべきであるというところがございまして、

それから海洋科学技術に關しますデータの処理につきまして、中核的なデータセンターをつくる必要がある。少なくとも一般海洋データについて

データのセンターをつくる必要性が指摘されております。この海洋データセンターにつきましては、昭和四十年に運輸省の中に海洋データセンターが誕生したのでございまして、それから水産データセンターにつきましては、当時の答申の内容と多少こまかい点では違っておりますが、昭和四十六年度の予算要求としまして、水産庁から水産資源調査開発センターの予算要求がなされております。このほか、このような海洋情報につきましての情報交換をどのようにやつたらいいか、またそのような情報を蓄積し、利用する場合の連絡調整業務をどのようにやつたらいいかということのために、各省庁の間で動く常置部会をつくらうかというふうな御答申もいただいております。

それから、さらに昭和四十一年十月の二十日に第三次答申としまして「第一次答申において示された総合調査計画の実施方針」につきまして答申が提出されております。

第一次答申におきまして海洋に対しての各般の調査研究が必要であるということが指摘されましたが、それを実施するために、まず第一に調査研究組織を強化する必要がある。そしてその中で、総合調査研究計画については、関係機関の協力体制を強化するという必要性が指摘されております。それからまた観測の計画化。それまでは関係省庁の中で行なわれております諸般の調査が、必ずしも計画に基づいて行なわれておりませんでしたので、それに対して計画性を付与する。またあわせて、国際関係とのデータの交流も考えまして、観測測器の標準化をする、あるいは観測方法を標準化するというようなことの必要性が指摘されております。それから、そのような調査研究を総合的に推進するために体制を強化する必要がある。その体制としては、まず第一に実施計画をつくるべきであるという御指摘をいただいております。あわせて、調査を実施いたします際に、調査研究施設の強化。具体的に申しますと、当時東京大学の海洋研究所ができた直後でございますが、

そういう海洋研究所の強化、それから関係省庁が持つております海洋関係調査業務の施設等の強化、それからまた、海洋開発に必要な大型共用施設を開発する必要がある、こういう御指摘をいただいております。これに関連しましては、潜水調査船の「しんかい」ができましたり、あるいは昨日新聞でござんかと思ひますが、海底居住施設及びその付属施設の建造もこの答申に基づいて進められたわけでございます。それから第三には、役所の中の機能整備強化の問題がございまして、これに基づきましては、科学技術庁それから通商産業省等に海洋開発室が設置されましたほか、関係省庁におきましても海洋科学技術担当の窓口ができてきたということになっております。そのほか、三号答申では人材養成、それから国際協力の推進といったようなこともいたしております。

それから、この第一号諮問に関連いたしましたして、第二号諮問といたしまして、緊急に行なうべき重要研究及び調査という諮問が出されております。それに対しては、三十六年十月二十五日に、海洋科学技術の振興のため緊急に行なうべき問題として、重要な調査研究及び関連設備、体制の強化方策についての答申をいただいております。

それから、四十三年の十月二十一日に、先ほど申しました第一号諮問の第二次答申を受けまして、海洋開発のための科学技術に関する開発計画を諮問いたしました。これに対しては、四十四年になりました。海洋開発の今後十年の方向を展望しました五つのプロジェクトを含みます実施計画の答申をいただいたわけでございます。それに基づきまして、関係省庁の中で海洋開発実行計画を毎年見直してつくつてまいるようにいたしております。

以上がこれまでの海洋科学技術審議会からいただきました答申、及びそれに基づきまして政府が処置してまいりました幾つかの具体例を申し述べた次第でございます。

○鬼木委員 その答申の内容は私もここへ持つて

きておりますが、非常に詳細、詳しく御説明があったからわかりましたが、実はもう約束の時間がほとんど来ましたので、その答申に対して、各項目についてどのように答申を受けてやられたかというところを実はお聞きしたいのです。シラミつぶしに私は聞きたいのですが、いかせん時間がありませんので、最後の四十四年の七月の答申、つまり五項目の答申に対して計画がなされておるとたゞいまお話があったのでございまして、四十四年度を初年度として、昭和五十年までにこの五項目の答申を繰り込んで計画をいたして、さういふ御説明があり、私もさう承知しております。この五項目の答申に対してどのように対処されるのかということ、実は一々この五項目でお聞きをしたいのでございまして、時間がありませんので申し上げますが、四十五年度の予算が四十九億、四十六年度が八十七億、こういうふうになっておりますが、結局五十年のこの計画は、全体の総トータルで何ほどの予算で計画しておられるのですか。

○石倉政府委員 この第一次実行計画をつくり出す際に、いま御指摘のように昭和四十四年度を起点として五十年、したがって四十八年が一応の終了年度になるわけでございまして、けれども、ものによりましてはさらに二カ年程度を必要とするものがございまして、一応この実行計画では、昭和五十年程度までを見通してそれぞれの作業計画がつけられております。この作業計画につきましては、総額として、詳しい積算はございませんが、大体の計算でございまして、約三百五十億程度になろうかと思っております。

○鬼木委員 そこで、三百五十億程度の程度にどういうことを海洋開発をするのか。つまり、海洋開発の手段として科学技術審議会があった、私はさういふふうには解釈してもいいのではないかと承知しております。つまり、海洋開発と科学技術審議会とは切っても切れぬ関係がある、関連性がある。そこで当然ここに海洋開発の総合性ということが今日問題になった。むしろおそきに失しておるのだ

と私は思うのです。ですから、この計画に対しては賛意を表するものですが、五十年計画で三百五十億で、はたしてこの審議会の答申に沿うことができるか。今度また海洋開発の審議会というものができて、これで処置されるか。これは十分皆さん方のほうで自信があるんだとは思いますが、一次、二次と答申があつて、三次と答申があつておる。いまお話のあつた調査施設、すべての実施計画を総合的に皆さん方がつくられたのだと思ひますけれども、過去におけるところの審議会の答申を私よくつまびらかに知りませんが、研究してみますと、初年度四十八億、四十六年度が八十七億、そして最後が三百五十億でこれをやるのだ。これは一々項目について私は質問したいのですが、これで十分海洋開発ができる、総合的な開発ができる、このようにお考えですか。

○石倉政府委員 海洋開発のことばにつきましても、先ほど申しましたように、海洋開発の基本となります海洋に関する諸調査と、それから海洋開発を進めていく上での手法の開発が活むということでございます。世間一般がお考えになっておられますように海洋開発が具現化するという段階までの経費投入ではございません。その点、この際一言申し上げておきたいと存じます。

それから、それでは先ほど申しました三百五十億程度のお金で五十年間にどのくらいのことろまで見当がつくのかということでございますが、御承知のようにこれには五つの課題がございまして、

第一は、日本周辺大陸な海底の総合的基礎調査ということでございますが、これによりまして、大体日本周辺の大陸棚、これが約二十万平方キロでございます。これにつきまして、海の基本図といつておりますが、大体どのくらいな深さで、どの辺はどのような地質構造であるということがわかる程度、それからまた、どの程度の鉱物資源の埋蔵がありそうかという程度の見当がつく

かと思ひます。それから沿岸漁業に対してどの辺が適地であらうかというふうなことも含めまして、周辺の海底の模様がわかるというふうにお考えをいただいてよろしいかと思ひます。

第二の海洋環境の調査研究及び海洋情報の管理ということでございますが、これは、日本海を含めまして日本周辺の海域、大づかみに申しますと日本海溝というのが日本の東のほうにございまして、それから西、大陸までのところにおきます海洋気象、海象というものがわかるような体制ができるということでございます。

それから、第三の資源培養型漁業開発のための研究というものは、これは御承知のように、養殖漁業は、ハマチをはじめいろいろなものが、実験的にはごく小規模に培養できますものを含めまして二十数種類に達しております。それを従来の天然的に適したところばかりでなく、新しく増殖殖池をつくりまして、そこで増殖殖するよう技術を含んで確立をしたい。

それから、第四の海底石油掘き装置でございますが、これは、大体水深二百メートル程度までの海底を目標として海底に設置した掘き装置で八千メートルぐらい掘れる機械のデザインをきめようというところでございまして、

それから第五課題でございますが、これは、海洋開発に必要な先行的、共通的研究を開発でございます。その一つは潜水技術を確立する。大体この年次までに百メートルから百五十メートルぐらいのところまでの潜水技術が確立できるのはなからうかというふうに考えております。そのほかいろいろな海洋観測のための機械の開発もございまして、

以上、五つの大きなもののほかに海水の淡水化がございまして、これはすでに三千トンのプラントの建設に入つておまして、将来の造水コストに対して見通しを得られるだけの試験研究の成果は出てくるであらう。

そのほか二、三ございしますが、大体そんなような見当で進める予定でございます。

○鬼木委員 だから私は、この五カ年計画によるところの海洋の活用とか、あるいは資源の利用、活用、こういうような点について総合的に海洋開発をするんだということに対しては賛意を表します。

そこで、今度海洋開発審議会ということになりますと、科学技術審議会とまた観点が違ったことになってくると思うんです。むしろこれは海洋開発審議会からも相当の要求あるいは希望が私は出てくると思うんです。それに対して相当の予算措置が必要ではないか。今日のようなことでは、諸外国と比較してあるよりでございますが、いままでののは、これは単にその場の一時しのぎの予算であつたと思います。今度のより計画的な、総合的な考え方に立つた予算ではないかと思う。しかしながら非常に低位にあるのです。四十四年度が三十二億で四十五年度が四十九億。でございますから、これに対しては相当の大幅な予算措置を講じて、徹底的に海洋開発ということをやつていただかないと——資源に乏しいわが国は、海洋開発ということに目を向けることは、これは最も時宜に適した、時代に即応した考え方だと私は思うのですが、それには予算の裏づけというものがなければならぬ。この点についてはひとつ長官の御見解を承りたいと思います。

○石倉政府委員 海洋開発につきましては予算の御質問がございましたが、われわれ事務担当としては、まず海洋開発がほんとうに各界の御納得の得られるような形に持つていく、それがこゝとなつてまいりますか、それが根底となつて予算が十分にいただけるというような形で、海洋開発を担当するものとしては考えておるわけでございます。来年度も国の予算が総額で先ほど八十億というお話でございましたけれども、要求に対しておしはほとんど八〇%ぐらいお認めいただいております。今後もそのようなペースで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○鬼木委員 約束の時間二時まで十分、本会議が二時からということでございますので、せっかく

長官がお見えになつていろいろ御見解を承りたいのでありますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。たいへんありがとうございます。

○天野委員長 次回は、来たる二十五日午前十時、委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十九分散会